

2024年8月17日
東京・自治労会館6階ホール・WEB併用

<第98回定期大会>

2025年度

社会福祉評議会拡大全国幹事会
議案・経過報告・資料

全日本自治団体労働組合

次 第

13 : 00～ 開会

議長あいさつ	佐藤 剛士	自治労本部社福評議会議長
本部あいさつ	山崎 幸治	自治労本部副中央執行委員長
来賓あいさつ	岸 まきこ	自治労組織内参議院議員

13 : 20～ 経過報告

部会・地連報告

<部会>

- ①保育部会
- ②介護部会
- ③セーフティネット部会
- ④児童相談養育部会
- ⑤社会福祉事業団労組協議会
- ⑥障害労働者全国連絡会
- ⑦社会福祉協議会労働組織ネットワーク

<地連>

- ①北海道地連
- ②東北地連
- ③関東甲地連
- ④北信地連
- ⑤東海地連
- ⑥近畿地連
- ⑦中国地連
- ⑧四国地連
- ⑨九州地連

14 : 45～ 休憩

15 : 00～ 協議事項

1. 社会福祉評議会を取り巻く最近の情勢と当面の闘争方針案について
2. 2025年度社会福祉評議会運動の強化について
3. 2025年度社会福祉評議会の主な集会・会議日程予定（案）について
4. 2023年度社会福祉評議会役員体制について
5. その他

質疑・討論

16 : 00 閉会

社会福祉評議会__経過報告

(1) 2024年度社会福祉評議会全国幹事会

1月20日、ウェブ形式で開催し、40県本部52人が参加した。佐藤議長、山崎副委員長、岸まきこ自治労組織内参議院議員によるあいさつ、経過報告、部会報告、地連報告に続き、①社会福祉評議会を取り巻く情勢と当面の取り組み(案)、②2024年4月からの三役体制について(案)、③2024年度社会福祉評議会の主な集会・会議日程予定(案)、④2024年度社会福祉評議会役員体制(案)について提起し、承認された。

(2) 2024年度社会福祉評議会第2回常任幹事会

7月20日、ウェブで開催し、佐藤議長のあいさつ、経過報告、部会報告、地連報告に続き、①社会福祉評議会を取り巻く情勢と当面の取り組み(案)、②2025年度社会福祉評議会運動の強化について(案)、③2025年度社会福祉評議会の主な集会・会議日程予定(案)、④2025年度社会福祉評議会役員体制(案)について提起し、承認された。

(3) 部会幹事会等

① 第2回介護部会、社協ネット、社事労協幹事会

2月17～18日、東京・自治労会館で開催し、(ア)情勢報告および今後の取り組み、(イ)省庁要請、(ウ)全国介護・地域福祉集会等について協議・確認した。

② 全国介護・地域福祉集会第1回企画会議

2月18日、東京・自治労会館で開催し、2025年度全国介護・地域福祉集会の企画・運営について、各部会のそれぞれの要望をすりあわせ、企画内容について協議した。

③ 第2回セーフティネット部会幹事会

2月22日、東京・自治労会館で開催し、(ア)厚生労働省要請について協議を行うとともに、(イ)くらしとこどもの福祉を考える全国集会の運営と役割分担等について最終確認を行った。

④ 第2回児童相談養育部会幹事会

2月23日、東京・連合会館で開催し、くらしとこどもの福祉を考える全国集会の運営と役割分担等について最終確認等を行った。

⑤ 第2回保育部会幹事会

3月1～2日、東京・自治労会館で開催し、こども家庭庁育成局保育政策課長を招きウェブ学習会を行うとともに、(ア)第44回保育集会の企画等について、(イ)「自治労の保育運動50号(2024年7月発行予定)」について、(ウ)部会報(第11号)について、(エ)自治労がめざす配置基準の見直し、などについて協議・確認した。

⑥ 第3回障労連幹事会

4月13日、東京・自治労会館で開催し、(ア)第43回自治労障労連総会の議案・企画・運営について、(イ)れんらくかいニュースの発行などを中心に協議・確認した。

⑦ 第3回介護部会、社協ネット、社事労協幹事会

5月18～19日、東京・自治労会館で開催し、(ア)情勢報告および今後の取り組み、(イ)省庁要請、(ウ)全国介護・地域福祉集会等について協議・確認した。また、18日開催の連合「医療・介護フェス2024～安心と信頼の医療と介護中央集会～」に各幹事が参加した。

⑧ 全国介護・地域福祉集会第2回企画会議

5月19日、東京・自治労会館で開催し、2025年度全国介護・地域福祉集会の企画・運営について、各部会のそれぞれの企画案をもとに、企画の全体像を協議・確認した。

⑨ 第3回保育部会幹事会

6月2日、東京・自治労会館で開催し、(ア)第44回保育集会の企画・運営等について、(イ)「自治労の保育運動50号(2024年7月発行)」について、(ウ)こども家庭庁要請などについて協議・確認した。

⑩ 第3回児童相談養育部会幹事会

6月29日、東京・自治労会館で開催し、2024年度くらしとこどもの福祉を考える全国集会の振り返りを行うとともに、2025年度くらしとこどもの福祉を考える全国集会の日程・企画等を協議・確認した。また、社会福祉評議会における組織化の取り組み、こども家庭庁要請の要請項目について協議・確認した。

⑪ 第3回セーフティネット部会幹事会

6月29日、東京・自治労会館で開催し、2024年度くらしとこどもの福祉を考える全国集会の総括を行うとともに、2025年度くらしとこどもの福祉を考える全国集会の日程・企画等について協議・確認した。また、社会福祉評議会における組織化の取り組み、厚生労働省要請の要請項目について協議・確認した。

(4) 諸会議・集会等

① 自治労2024年度くらしとこどもの福祉を考える全国集会

2月23～24日、東京・連合会館で開催し、生活困窮者自立支援事業に従事する組合員と児童相談所、児童家庭支援センター、児童養護施設、保育所等の組合員144人が参加した。

冒頭、佐藤議長、森下総合政治政策局長によるあいさつに続き、岸まきこ自治労組織内参議院議員が来賓あいさつを行った。

その後、全体集会では、合同会社visionArealの中村路子共同代表が講演「久留米市の地域づくり～重層的支援を通じて」を、久留米市労連の秋山さんが報告「久留米市の重層的支援体制整備事業について」を行った。また、和田一郎獨協大学教授による講演「貧困問題、児童虐待とこれからの取り組みのあり方」も行った。翌日は、分科会として、第1分科会「生活保護・生活困窮者自立支援」、第2分科会「児童相談・社会的養育」を行った。第1分科会では、厚生労働省からの行政説明に続き、グループワークを行った。第2分科会では、こども家庭庁からの行政説明とグループワークを行い、両分科会とも政策理解を深めるとともに現場の課題と悩みを共有し、実践経験を交流した。

② 第44回全国保育集会

8月3～4日、東京・自治労会館、連合会館、日本教育会館にて開催し、606人が参加した。初日は、「保育のICT化」「保育現場の働き方」「児童館・放課後児童クラブ」「幼稚園」「保育現業」の5分科会を行い、各職場での現状や課題意識について共有をはかった。2日目は全体会を行い、基調提起「幼児教育・保育をめぐる現状と課題」、基調提起「児童館・放課後児童クラブをめぐる情勢と課題」について提起した。また、「決めつけていませんか？ ことばや態度から見る感情コントロール」と題して美姿声ボイストレーニングスクール代表の横山紀江さんから講演を受けた。最後に門崎事務局長によるまとめを行い、集会を終了した。

(5) 要請行動等

① セーフティネット部会による厚生労働省への要請行動

2月22日、セーフティネット部会は厚生労働省へ生活保護・生活困窮者自立支援施策に関する要請を行い、自治労本部からは佐藤社福評議長、門崎社会福祉局長をはじめ、部会幹事が参加した。

冒頭、佐藤議長が要請書を手交した後、福祉事務所の体制強化、生活保護基準、加算制度、各種の扶助、生活困窮者自立支援制度などについて厚生労働省から回答を受けた。その後、各幹事から現場実態や課題意識を述べながら意見交換を行った。

(6) 教宣物

① 介護部会「かいごりニュース」No.17

介護部会は、1月25日、「かいごりニュース」No.17をデータ配信した。

② 社協ネット「社協ネットニュース」第3号

社協ネットは、1月26日、「社協ネットニュース」第3号をデータ配信した。

③ 児童相談養育部会「こどもニュース」第3号

児童相談養育部会は、2月7日、「こどもニュース」第3号をデータ配信した。

④ 障労連「れんらくかいニュース」第67号

障労連は、3月12日、「れんらくかいニュース」第67号をデータ配信した。

⑤ 保育部会「子どもの未来・ほいくの未来」第11号

保育部会は、4月11日、「子どもの未来・ほいくの未来」第11号をデータ配信した。

⑥ 障労連「れんらくかいニュース」第68号

障労連は、6月24日、「れんらくかいニュース」第68号をデータ配信した。

⑦ 児童相談養育部会「こどもニュース」第4号

児童相談養育部会は、8月8日、「こどもニュース」第4号をデータ配信した。

保育部会報告

～未稿～

介護部会報告

2024年度第1回介護部会幹事会

日時：2024年2月17日（土）11時～17時、18日（土）9時～15時

場所：対面にて開催

出席者 星野（北海道）、佐藤（東北）、天本（東海）、後藤（関東甲）
越（北信）、大賀（中国）、田中（四国）、新戸（九州）

本部 門崎社福評事務局長、三浦書記

17日（土）2階会議室A

11：00～13：30 幹事会

17：30 1日目終了

18日（日）2階会議室A

9：00～ 幹事会

13：00～ 昼食休憩

14：00～ 介護集会企画会議

15：00～ 終了

1. 開 会、部会長あいさつ

2. 経過報告

（1）情勢・介護保険制度の見直しの議論について

（2）各地連（各県本部）の状況について（各幹事より）

3. 協議事項

（1）厚労省要請について

（2）介護報酬改定影響調査について

（3）全国介護・地域福祉集会について

① 2024 全国介護・地域福祉集会についての振り返り

② 2025 年度の企画について

日時：2024年10月26～27日

場所：連合会館大会議室、201、402を仮予約

（4）新規採用者の組合加入の具体的取り組みについて

（5）かいごりニュースN0.18の発行について

・発行時期、内容、執筆者の確認

4. 次回日程について

○第3回介護部会幹事会

日時：2024年5月19日（土）11：00～16：00

場所：対面にて開催

○第2回企画会議

介護部会幹事、社事労協（議長、事務局長）、社協ネット（代表、事務局長）

日時：2024年5月19日（日）11:00～15:00

場所：対面にて開催

○連合「医療・介護フェス2024」

日時：2024年5月18日（土）13:30～15:00

場所：日本教育会館

○常任幹事会（WEB）

日時：2024年7月20日（土）

○拡大全国幹事会

日時：2024年8月17日（土）

場所：自治労会館

5. その他

7. 閉会

2023 全国介護・地域福祉集会・第1回企画会議

日時：2024年2月18日（日）13:00～15:00

会場：2階会議室A 対面開催

<社福評三役>

副議長：佐々木伸一郎（岩手）、伊原尚子（福井）

<介護部会>

天本部会長（東海・愛知）、星野幹事（北海道）、後藤幹事（関東甲・東京）、

越幹事（北信・石川）、大賀幹事（中国・山口）、田中幹事（四国・徳島）

新戸幹事（九州・鹿児島）

<社事労協>

寺林議長（北海道・北海道）

<社協ネット>鹿嶋代表（東北・宮城）、安藤事務局長（関東甲・東京）

<本部>

事務局長：門崎正樹、担当書記：三浦浩明

協議事項

1. 全体日程について

2. 全体会のプログラムについて

3. 分科会のプログラムについて

4. 分科会の責任者・担当について

5. 分科会企画について

6. その他

7. 第2回企画会議の開催日程について

日時：5月19日（日）15：00～16：00

場所：対面にて開催予定

2024年度第3回介護部会幹事会

日時：2024年5月18日（土）11時～16時、19日（日）9時～16時

場所：対面にて開催

出席者 星野（北海道）、佐藤（東北）、天本（東海）、後藤（関東甲）
越（北信）、大賀（中国）、田中（四国）、新戸（九州）

本部 門崎社福評事務局長、三浦書記

17日（土）2階会議室A

11：00～13：30 幹事会

12：00～ 昼食

12：50～ 日本教育会館へ移動

13：30～16：30 医療・介護フェス2024～安心と信頼の医療と介護 中央集会～

19日（日）2階会議室A

9：00～ 幹事会

15：00～ 介護集会企画会議

16：00～ 終了

1. 開 会、部会長あいさつ

2. 経過報告

（1）情勢・介護保険制度の見直しの議論について

（2）各地連（各県本部）の状況について（各幹事より）

3. 協議事項

（1）厚労省要請について

（2）介護報酬改定影響調査について

（3）全国介護・地域福祉集会について

2025年度の企画について

日時：2024年10月26～27日

場所：連合会館大会議室、201、402 を仮予約

- (4) かいごりニュース NO. 18 の発行について
・発行時期、内容、執筆者の再確認

4. 次回日程について

- 常任幹事会 (WEB)
日時：2024年7月20日 (土)
- 拡大全国幹事会
日時：2024年8月17日 (土)
場所：自治労会館(ハイブリット)

5. その他

7. 閉 会

2023 全国介護・地域福祉集会・第2回企画会議

日時：2024年5月19日 (日) 15:00~16:00
会場：2階会議室 A 対面開催

<社福評三役>

副議長：伊原尚子 (福井)

<介護部会>

天本部長 (東海・愛知)、星野幹事 (北海道)、後藤幹事 (関東甲・東京)、
越幹事 (北信・石川)、大賀幹事 (中国・山口)、田中幹事 (四国・徳島)
新戸幹事 (九州・鹿児島)

<社事労協>

寺林議長 (北海道・北海道)

<社協ネット> 鹿嶋代表 (東北・宮城)、安藤事務局長 (関東甲・東京)

<本部>

事務局長：門崎正樹、担当書記：三浦浩明

協議事項

1. 全体日程について
2. 全体会のプログラムについて
3. 分科会のプログラムについて
4. 分科会の責任者・担当について

5. 分科会企画について

6. その他

セーフティーネット部会報告

●前回の常任幹事会（2023年12月9日）以降の活動報告

【第1回 セーフティーネット部会幹事会】

- ・日時：2023年12月16日（土） 11：00～
- ・場所：自治労会館

1. 報告

- (1) 情勢等報告
- (2) その他

2. 協議事項

- (1) 2024年度自治労くらしとこどもの福祉を考える全国集会全体会の企画について
- (2) 2024年度自治労くらしとこどもの福祉を考える全国集会分科会の企画について
- (3) 厚労省への要請について

【第2回 セーフティーネット部会幹事会】

- ・日時：2024年2月22日（木） 11：00～
- ・場所：自治労会館

1. 協議事項

- (1) 厚労省要請について
- (2) くらしとこどもの福祉を考える全国集会の運営と役割分担最終確認

【第3回 セーフティーネット部会幹事会】

- ・日時：2024年6月29日（土） 11：00～
- ・場所：自治労会館

1. 報告

- (1) 情勢報告
- (2) 各地連報告
- (3) その他

2. 協議事項

- (1) 2024年度自治労くらしとこどもの福祉を考える全国集会の振り返りについて
 - ・日時：2024年2月23日（金）13：00～24日（土）12：45
 - ・場所：連合会館
 - ・参加者数：34県本部133人（2023年度40県本部227人 2022年度38県本部189人）
 - ・第1分科会：51人（2023年度100人 うち対面49人）
- (2) 2025年度くらしとこどもの福祉を考える全国集会全体会の企画について
 - ・日時：2025年2月22日（金）～23日（土）
 - ・場所：連合会館
 - ①開催方法について
 - ②全体会の企画について
 - ③その他
- (3) 第27回参議院選挙闘争の取り組み
- (4) 社会福祉評議会における組織化の取り組みについて
- (5) 2024年度厚労省要請行動について

- (6) 2024 年度集会 第1分科会の振り返りについて
- (7) 2025 年度集会 第1分科会の企画について

【厚生労働省要請行動】

- ・日時：2024年2月22日（木）11：00～
- ・場所：厚生労働省
- ・対応：保護課長 以下6人
- ・要請内容と厚労省回答（別紙参照）

【2024 年度自治労くらしとこどもの福祉を考える全国集会】

- ・日時：2024年2月23日（金）13：00～24日（土）12：45
- ・場所：連合会館
- ・集会内容

《1日目》

①部会長基調提起

②講演Ⅰ 「久留米の地域づくり～重層的支援を通じて～」

中村 路子（合同会社 visionAreal 共同代表）

翁 昌史（ 〃 ）

報告「久留米らしい重層的支援体制～」

秋山 太（久留米市職従業員労働組合連合）

講演Ⅱ 「貧困問題・児童虐待とこれからの取り組みのあり方」

和田 一郎（獨協大学教授）

《2日目》

第1分科会（生活保護・生活困窮者）

①厚労省要請とこれまでの成果

②行政説明「生活保護制度の現状と今後について」

大場 寛之（厚生労働省社会・援護局保護課長）

③参加者グループワーク

【今後の予定】

《第4回セーフティーネット部会幹事会及び厚生労働省要請行動》

- ・日時：2024年12月20日（金）～21日（土）

1. 福祉事務所の実施体制強化について

（1）複雑で多様化している問題を抱える生活保護受給者や相談者に対し、伴走型で充実した相談や支援が可能となるよう、さらなるケースワーカー及び査察指導員の地方交付税の算定上の増員をはかるよう総務省に働きかけること。

生活保護制度につきましては最低生活の保障を行うとともに、生活保護受給者の自立の助長を行うということを目的しており、これを担うケースワーカーについては、生活保護の受給者数に応じて適切な配置がなされることが重要である、というふうには考えております。ケースワーカーの増員につきましては、これまで地方交付税算定上の増員が図られてきたところであり、一人当たり担当世帯数は減少しているところ、必要に応じて適切な人員配置が行えるように、生活保護受給者数、今後の動向などを見極めながら、総務省などと連携しつつ対応してまいりたい。

（2）ケースワーカー及び査察指導員の配置について、一人あたりの標準数（市部 80 世帯、郡部 65 世帯）を確保できるため実効ある改善策をはかること。また、標準数に含まれる世帯類型に関しても業務負担に大きな負担を与えるため、一定の基準等を示すこと。

生活保護現業員の増員につきましては、生活保護受給者等の動向を見極めつつ適切な人員配置が可能となるように、ということで毎年度地方交付税措置を行っているところでございます。こちらにつきましては、引き続き総務省と連携して対応を進めてまいりたいと考えております。また、生活保護現業員の配置につきましては、平成 12 年の地方分権一括法の改正によりまして、現在の形である最低数から標準数へと見直されたというものでございまして、こちらの考え方の背景といたしましては、地域の実情を踏まえて各自治体において弾力的に定めることが可能となるような勧告を踏まえているものでございますので、このような経緯を踏まえ、新たな基準を設けるということは難しいのではないかと考えておるところです。

また、生活保護の施行の事務監査の現場におきましては現業員等の不足によりまして生活保護制度の適正実施のための基本的な事項に問題が生じている場合につきましては、現業員等の人員の充足について指導をさせていただいてい

るところでございます。

(3) ケースワーク業務を行っている会計年度任用職員、任期付職員、再任用職員の数及び業務内容に関する実態調査を速やかに行い、正規職員の配置等適切な実施体制となるよう指導すること。

こちらについてはご指摘いただいているとおりでございますが、実態につきましては、自治体にとって負担が大きいというような声もいただいているところでございます。どのような方法が考えられるのか、今回の話もきちんと踏まえ保護課の方とも相談して進めていきたいと思っております。

2. 生活保護基準について

生活保護基準や各種加算の見直しについては、物価高騰の影響や実態に即した生活水準などが十分に考慮された方式を検討すること。なお、引き下げ等の必要性が生じる場合には急激な引き下げや格差拡大などが生じないように措置を講ずること。

生活保護基準につきましては一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られるように、5年に1度、社会保障審議会の生活保護基準部会において、その時の社会経済情勢等も勘案して設計させていただいている。令和5年の10月からの見直しにつきましては、あと令和6年度までの臨時特例的な対応ということで、さまざまな足元の物価の上昇とか状況を総合的に勘案して1人あたり月額1000円を加算するとか、もしくは加算を行っても従前の金額には届かないというようなところであれば、従前の額を補償するということで、令和5年9月までの基準額と比べて引き上がるか据え置きで、引き下がらないような形の対応をさせていただいているというところでございます。

3. 加算制度について

(1) 精神障害における障害者加算の認定に二通りの判定基準があり、精神障害保健福祉手帳による障害の程度が同じであるにも関わらず、取り扱いに差異が生じる場合があることや、現場では過度な業務負担や誤支給等も生じていることから、公平で簡便な加算制度に変更すること。

精神障害の関係の認定ということでございますけれども、精神障害の程度の認定、障害者加算における精神障害の程度の認定につきましては、原則として全

国一律のしくみとしての障害年金の認定に基づいて行うこととしているところでございます。ただし、障害年金の受給権を有しない場合には障害年金での障害の認定ができないということから、例外的に精神障害保健福祉手帳による障害者の認定を可能としているところでございます。

取り扱いにつきましては、可能な範囲で確認できる程度の障害者加算に認定するという考え方でございまして、ご理解いただきたいと考えております。

(2) 温暖化の影響により夏季の熱中症対策が必要な期間が長期化していることに加え、電気料金の高騰も重なり、家計を圧迫する状況となっているため、夏季における光熱費の支出状況を調査・把握し、生活保護基準の見直しにむけ、夏季加算の制度を構築すること。

少し前のところになりますが、平成26年に生活保護基準のデータがどうなっているのかということで、各月の高熱費の支出を見まして検証し、どこか増加している月があるかどうかを確認させていただきました。年平均の支出と比べて、夏季について増加する実態は、そのとき確認できなかったということは、ご承知のところかと思えます。最近同じように直近の令和5年の高熱費の支出動向を見てみました。家計調査のデータですが、これを見ましても、やはり年平均の支出額と比べて夏季の支出額が増加するというところまでの実態が確認できなかったわけなのです。

そういった状況を踏まえ、夏季の光熱費の創設について今のところ特別に評価する必要があるというところがちょっと見えないので、今のところ創設という方向での考えには至らないということになっております。

4. 各種の扶助について

(1) 単身の生活保護受給者の死亡等を起因とした部屋の原状回復費の請求に際し、敷金等だけでは賄えない状況があるため、一定の基準を設けた上で柔軟な支給を可能とすること。

単身の生活保護受給者の方が亡くなった場合、原状回復費用を、というお話でございますが、これにつきましては生活保護制度の、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に、健康で文化的な最低限度の生活を保障するというものでございまして、亡くなられた方に対して保護費を支給するということは難しいと考えているところでございます。

(2) 単身入院患者における最低生活費について、以下のとおり改善をはかるこ

と。

①入院患者日用品費は、居宅を有する期間の共益費や光熱費等の想定はされていないことから、それらをふまえた増額等の措置を行うこと。

入院患者日用品費の件でございます。皆さんちょっとケースワーカー経験者というところでちょっと細かい点がある、というのがございますが、病院における被服とか理容関係の生活上満たすものというところでございます。なので、そこに居宅における共益費や光熱費を載せるというようなところは、居宅と入院のところでちょっと場面が違うというようなところなので、入院患者のところの日用品費を増額するということは、ちょっと慎重に検討しないといけないというようなところではあります。ただ、日用品費の金額に関しましても、今後とも必要に応じて見直しを行ってまいりたいというように考えておりますので、今のところ、ちょっと回答はそういう辺りになっております。

②常時失禁状態にある患者のおむつ代について、支給額の上限額を超え、入院患者日用品費でも充当できずに滞納となる事例があることから、実費を支給すること。

おむつ代についてですが、常時失禁状態のある患者の方等々、介護施設の利用者を除いておりますけれども、紙おむつが必要な場合は、一時扶助費として被服費の支給を2万1,700円の範囲内で支給して差し支えないというふうにさせていただいております。おむつ代について、価格の動向などを踏まえて毎年度の基準額を改定するというふうに考えて、改定方針は持っておりますので、今後適切に状況を見て改定など検討してまいりたいというようなところでございます。

(3) 入学準備金について、制服のほかタブレット購入や通信費等の多岐にわたり学校指定品の購入費目や、実業高校進学においては普通科以上に購入必須の費目も多くあり、上限額を超える実態がみられることから、実費の支給が可能となるよう必要な措置を講じること。

入学準備金等々のご要望のところでございますが、入学準備金につきましては、平成29年の生活保護基準の検証で、文部科学省で実施されている平成26年の子どもの学習費の調査をもとに、制服の購入、入学時期からの一般家庭の平均的な費用の実態を確認させていただきまして、その結果、入学準備金の上限額を

引き上げるとともに、制服の買い直しの費用についても新たに支給できるように見直させていただきました。タブレット購入についてなんですけれども、文部科学省さんの予算事業でタブレットを使って授業というようなところでやられているというところがございます。法令上のところで他方他施策を優先する等々の考えがありますので、そういった意味で文部科学省さんの予算事業等々があるというところもありますので、そういったところの対策によって支援をまずされているものというふうに、今現状は我々は考えております。

5. 世帯員の大学等への進学について

文部科学省が発表した2023年度の大学等（高等教育機関）への進学率は8割（84.0%）を超えており、一般世帯との均衡を失しているとは言えず、大学等を卒業することによる稼働能力の活用等、法の趣旨である自立の助長に資するものであることから、奨学金やアルバイト収入等の自立更生計画の策定等を義務付けることとして「世帯内進学（就学）」を認めること。また、保護開始時において、すでに大学等へ就学している者についても、同様とすること。

大学進学につきましては、生活保護を受給しながら大学に進学することにつきましては、一般世帯で高校を卒業後に大学へ進学せず就職する方や、奨学金やアルバイトなど自ら学費や生活費をまかないながら大学に通う方などとのバランスを考慮する必要がある、というふうに考えているところがございます。また、生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するために平成30年度から進学準備給付金の創設、また自宅から大学等へ進学する場合の世帯員の減少に伴う住宅扶助費の減額をしない取扱いといったような取組を行っているところがございます。また、文部科学省で令和2年4月から開始された就学支援新制度におきまして、生活保護世帯を含む低所得世帯の子どもたちを対象として、授業料や入学金の減免、給付による生活費の支給というような支援も実施されているところです。

この関係につきましては、社会保障審議会の生活困窮者自立支援及び生活保護部会において御検討いただいたところですが、令和4年12月の中間取りまとめにおきまして、生活保護の枠組みにとらわれず、就学支援新制度等の教育に関する施策の中で広く検討していく課題であるというご意見もいただいているところがございます。このように生活保護制度のみならずその他の施策も合わせて講じることで生活保護世帯の子どもの大学等への進学の支援などといったようなものを充実させることが重要であると考えておりまして、今後も文科省などとも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

6. 生活保護制度の見直しについて

(1) ケースワーカーと関係機関との支援の調整や情報共有するための会議体の設置の法定化が検討されていることについて、会議体を開催するための事務や調整等が過度な負担とならないよう対策を講じること。

まず、現状ですけれども、被保護世帯が抱える課題が多岐にわたっているということ、また複数の課題を抱える場合も多いという一方で、他政策でしたり、関係機関との連携にあたって必ずしも十分な協力が得られないという課題を感じているケースワーカーさんが多いというふうなお話を伺っております。

このため、今般の見直しにおきましては、多様で複雑な課題を抱える被保護者の方に対して、個別の専門的な援助や支援を行うために、関係機関と連携をして支援の調整や情報の共有、体制の検討を行うための会議対応を組織できること、というものであります。

この会議体を活用することを通じまして、関係機関が連携して必要な支援の調整等が行われることによって被保護世帯に対する支援の質のさらなる向上が図られることになって、ケースワーカーの負担軽減につながっていくものと考えているところです。

こちらの会議体の運営にあたりましては、しっかり生活保護者自立支援制度における支援会議と新設される生活保護の会議体との一体的な運用を推進するということを検討してまいりたいというふうに考えております。

(2) 子育て世帯に対し、訪問等のアウトリーチ型手法により学習・生活環境の改善、進路選択等に関する相談・助言を行う事業の創設について、効果的な支援を確保するためには十分な人員配置等の環境整備が必要であるため、自治体への財政支援を強化すること。

この度、創設させていただく事業につきましては、貧困の連鎖を防止するという観点から、生活保護世帯の子どもの本人の希望を踏まえた多様な進路の選択が可能となるような支援体制を構築するということが必要でありまして、この事業を法定化することにより幅広い自治体での実施を促すことを考えております。このため、令和6年度予算案におきまして、この事業の実施に当たっての必要な経費を計上しているところでありまして、それにより必要な人員配置などの環境整備につながるものと考えております。

7. 生活困窮者自立支援制度について

(1) 自立相談支援事業は本制度の根幹であることを踏まえ、継続的で効果的な支援体制を確保する必要があるため、相談支援員等が継続して働き続けられるよう雇用の安定や賃金水準の引き上げ等の処遇改善をはかり、そのための財政支援を講じること。

自立相談支援事業の支援体制の確保と処遇改善についてでございます。令和5年度補正予算において、物価高騰による生活困窮者への緊急的な対応といたしまして、自治体と民間団体との連携の推進や特例貸付の借り受け人等の生活のお困りの方の生活再建に向けて自立相談支援員や家計改善支援員の加配など生活困窮者の相談支援体制の強化を行う事業の予算を確保しているところでございます。

また、令和6年度当初予算案におきましても、自立相談支援機関における補助体系の見直しの方を行ってございまして、社会福祉士等の配置による専門性の高い支援を行う場合や勤続年数が長い職員を一定数配置した場合などに加算の創設を盛り込んでいるところでございます。

引き続き適切な事業実施のため必要な予算の確保に努めてまいりたいと思っております。

(2) 任意事業(子どもの学習援助事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業・一時生活支援事業)を早急に必須事業とすること。

続きまして、任意事業を必須事業化する、というところでございます。

生活困窮者が困窮状態から脱却するためには収入と支出、そして地域の生活を安定させることが必要であり、自治体におけるご指摘の各事業の実施を推進することは重要であると考えております。一方で、こうした支援の需要が少ない地域や、支援を行う地域支援が不足している地域もございますので、そういったことを踏まえ、全国一律で事業の実施を義務化するというよりも、各自治体の実情に応じて実施していただくことが望ましいというふうに考えております。

そのため、任意事業の実施を検討している自治体に対しましては自治体コンサルティング事業を通じまして実施に必要な助言等を行っております。

さらに今国会に提出いたしました生活困窮者自律支援法の改正案におきましても、家計改善支援事業の国庫補助率の方を3分の2へ引き上げ、家計改善支援事業、就労準備支援事業の全国的な実施や支援の質の向上を図るための指針

の公表、一時生活支援事業の努力義務化などを盛り込んでいるところでございます。引き続き自治体に対しまして、任意事業の実施のために必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

(3) 生活困窮者自立支援制度所管課と生活保護制度所管課との連携は必要不可欠であるが、自治体によっては、十分に連携がはかられていない現状があるため、さらなる連携強化にむけた助言を継続して行うこと。

生活困窮者自律支援制度所管課と生活保護制度所管課との連携についてでございます。生活困窮者自律支援制度と生活保護制度の連携につきましては、平成30年の、生活困窮者自律支援法等の改正におきまして両制度の連携を明確化いたしました。

生活困窮者自律支援制度と生活保護制度の連携について、平成30年10月1日付けで保護課長と地域福祉課長連名通知を出しております。こちらの方に、具体的な連携方法について周知の方を行っているところでございます。

さらに、生活困窮者自律支援法の改正案におきましては、生活困窮者就労準備支援事業等につきまして、新たに生活保護受給者が利用できる仕組みの創設も盛り込んでいるところでございます。

引き続き両制度の連携が進むよう必要な助言等を行ってまいりたいと考えております。

(4) 任意事業の実施率が徐々に伸びてきていることを踏まえ、今後の支援内容の充実をはかるため、各種研修制度や研修体制の整備のための財政支援を行うこと。

支援内容の充実と各種研修制度や研修体制の整備についてでございます。

令和5年度調査研究事業におきまして、人材養成研修のカリキュラムを見直すこととともに、新たに一時生活支援事業、子ども学習生活支援事業に従事する初任者向けの研修の創設を進めているところでございます。カリキュラムがまとめられた際には、全国の自律支援機関へ周知してまいりたいと思っております。

令和5年度補正予算におきましても、各地域における効果的な支援手法の共有や研修会の実施を担うとともに、支援者を支援するための中間支援組織の立ち上げ支援、都道府県研修の全県実施のための費用を補助いたします。生活困窮者支援都道府県研修実施体制整備加速化事業を措置しているところでござい

す。また令和 6 年度予算におきましても、経験者向けのステップアップ研修の創設、及び経験年数ごとに体系化されたキャリアラダーの開発を予定しているところでございます。引き続き人材養成研修の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

児童相談養育部会報告

2024年8月17日

はじめに

児童福祉分野に係る諸問題は依然として多岐に渡る中、2024年4月1日より改正児童福祉法が施行されました。本施行により市区町村をはじめ各現場は様々な対応に追われているかと思えます。さらに児童福祉の職場は半数を会計年度任用職員が占める等、職員配置の適正化や人員増の要求、そして働き方の見直し等を適切かつ確実に実施していかなければなりません。

本部会では、児童福祉法改正に伴う各単組の現状や課題の把握及び今後のこども家庭庁の動向等を注視しながら、引き続き国との意見交換を実施し、今後のこども家庭支援施策、社会的養育システムの課題改善に向けて各地連・各県本部、各単組で共有し、部会の活性化も含め、取り組み強化を図っていきます。

1. 部会活動報告 (2024.1~)

(1)第2回幹事会

日時：2024年2月22日(木) ※セーフティネット部会合同

内容：各幹事より現場実態把握

こども家庭庁への要請行動(振り返り)

2024くらしと子どもの福祉を考える全国集会の最終調整等

(2)第3回幹事会

日時：2024年6月29日(土) ※セーフティネット部会合同

内容：各幹事より現場実態把握

こども家庭庁への要請行動(内容確認等)

2025くらしと子どもの福祉を考える全国集会の企画・調整等

(3)「2024自治労くらしと子どもの福祉を考える全国集会」

<実施内容>

日時：2月23日(金) 13:00~17:00、24日(土) ~13:00

場所：連合会館

参加者：34県本部 133人(第2分科会 82人)

<集会内容>

<2月23日(金) 13:00~17:00>

講演① 「久留米の地域づくり~重層的支援を通じて~」

講演② 「貧困問題・児童虐待とこれからの取組みのあり方」

<2月24日(土) 9:30~13:00>

<第2分科会> 「児童相談・社会的養育」

報告 こども家庭庁要請報告

講演等 行政説明(全般・社会的養護)、グループワーク

2. 今後の幹事会予定

- ・第1回幹事会

日時：2024年12月20日（金）～21日（土）に実施予定。

内容：・こども家庭庁への要請行動

- ・2025 暮らしと子どもの福祉を考える全国集会の企画等

3. 広報誌の発行

「こどもニュース Vol. 4」の発行（別添参照）

※今後も年に3～4回の発行予定：幹事会前後に発行予定

4. 部会幹事体制

部会長 森田 修平（九州地連・沖縄県）

副部会長 北嶋 真人（北信地連・富山県）

幹事 神成 和江（北海道地連・北海道）

渡辺 雄二（関東高地連・東京都）

武田 裕史（東海地連・静岡県）

中村 謙治（中国地連・岡山県）

松本 直樹（四国地連・香川県）

※東北、近畿地連については、選出依頼。

2023年12月15日

こども家庭庁長官
渡辺 由美子 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博

児童虐待防止対策、児童相談養育施策に関する要請書

児童虐待防止対策、児童相談体制等の充実・強化における取り組みに心から敬意を表します。

政府におかれましては、こどもまんなか社会をめざす「こども大綱」の策定にむけ、審議会の答申を受け、最終的なとりまとめが行われていることと存じます。

答申では、児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援等が盛り込まれ、2024年4月には改正児童福祉法が施行されるところですが、児童虐待相談件数の激増に伴い、児童相談所、市区町村など現場の第一線で働く職員は疲弊しており、さらには虐待された経験や発達障害等を有する入所児童の増加により、社会的養護施設等の職員も困難に直面しています。

自治労は、子どものいのちを守り、健やかに育つ環境づくりが重要であるとの認識に立ち、児童虐待防止対策、児童相談養育関係について以下の通り要請します。

記

1. 児童福祉法の改正について

(1) こども家庭センターについて

市区町村において「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を再編し設置することを努力義務とされた「こども家庭センター」について、現行の母子保健・児童福祉に伴う相談支援に加え、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成や地域資源の開拓等、新たな業務を担うことから、業務増に見合った人員体制の構築に必要な財政支援を行うこと。

また、再編にともなう財政支援の経過措置については、市区町村の設置状況を勘案した上で期限を検討すること。

(2) 市区町村の体制強化について

こども家庭センターの設置に加え、地域子育て相談機関の整備・運用、家庭支援事業の計画的整備と利用勧奨・利用措置の実施が求められることから、さらなる財源を確保すること。

(3) 親子関係再構築支援の充実について

親子再統合支援事業が都道府県等の事業として新たに規定されたことから、児童相談所における再統合支援の体制強化をはじめ、市区町村や民間団体との連携等支援を適切に行うための体制・しくみの構築に必要な財源支援を行うとともに、各自治体の

好事例を収集し横展開をはかること。

(4) 一時保護所の環境改善について

職員配置等の環境改善に必要な経費について十分な財源を確保すること。また、一時保護施設の設備・運営基準の策定においては、各自治体における一時保護所の実態をふまえ、従うべき基準や参酌すべき基準のあり方等現場の意見を広く取り入れ検討すること。

(5) 一時保護時の司法審査について

運用や実務の詳細について、2023年10月に「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル(案)」が示されたところですが、家庭裁判所への一時保護状の請求に必要な具体的手続き等、児童福祉司の大幅な業務増が懸念されることから、2024年夏から秋頃とされるマニュアルの確定および内閣府令改正にむけ、自治体の意見を踏まえ、業務の簡素化等さらなる議論を行うこと。

(6) 児童相談所の体制強化について

公表ごとに過去最多となる児童虐待相談件数の増加に加え、法改正による意見聴取の取り組み等新たな業務による負担増が予想されることから、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」における人員増を着実に実現すること。

また、一時保護時の司法審査が導入される2025年度にむけた児童福祉司のプランの見直しにおいては、その負担増を踏まえた大幅な増員となる目標値を設定すること。

2. 児童相談所、市区町村、警察、民間機関の連携について

(1) 児童相談と市区町村

児童相談所と市区町村の役割分担・連携の推進にむけ、役割分担の枠組み、共有すべき情報の範囲等、現状を踏まえた上で再構築し、明確化すること。

(2) 児童相談所と警察

2022年度における警察からの通報・通告による児童虐待相談件数は、全体の5割を占め、前年比9,861件の増となっている。児童相談所の業務を圧迫する一因となっている実態があることから、こども家庭庁と警視庁との通告・通報に関する情報共有、共通認識・理解の場を設定し、増え続ける児童虐待相談件数への対応・対策を検討すること。

(3) 児童相談所と民間機関

児童相談所、市区町村の児童相談業務の補完・連携機関として、社会的養護施設、児童家庭支援センター、里親支援センター等の高機能化・多機能化をはかるため、引き続き、必要な財源確保をはかること。

以上

こどもニュース Vol.4



発効日：2024年8月8日 発行人：自治労本部 児童相談養育部会

【実施報告】2024くらしと子どもの福祉を考える全国集会

対面を中心に開催された本集会（2024.2.23~24）ですが、全国各地から34県本部133人の参加がありました。第2分科会（児童相談養育部会）は70人の参加があり、2024年4月1日より施行された改正児童福祉法への関心の高さ等が伺えました。この法改正を受け、職場状況がどのようになっているのか部会としても引き続き地連、県本部と連携を図りながら実態把握に努めていきたいと思ひます。

そして！全国で日々奮闘する仲間の「現場の声」を集約し、国への要請行動に繋げていきます◎

当日の様子

※時間が足りない程の有意義な意見交換でした☆



♪参加された皆さんが終始「笑顔」だったグループディスカッション♪

部会の 今後の活動について



①【2025年施行：一時保護に係る「司法審査」導入への緊急提言!?（予定）】

・一時保護の際、親権者の同意が得られない場合において「司法審査」が2025年度より導入されます。親権者を特定させなければならず、この業務は児相のみならず市区町村も含めて業務負担増が強いられることになるでしょう。2024.3月~5月に実施された『試行状況（18自治体）』の現場の声を集約しながら、国へ実施状況や課題等の提言を行っていききたいと思ひます！

②【2025.2実施「2025くらしと子どもの福祉を考える全国集会」の企画開始！】

・2024.6実施の部会幹事会において、2024集会の振り返り等を行いながら、早速！2025集会に向けての企画を開始しました。集会では、全国各地から多くの組合員が集まり、現場の状況や課題を共有し、それぞれの職場環境改善を目指します！そして「顔の見える横の繋がり」が構築できるような楽しく学べる集会にしていきます！詳細は次号で紹介します☆

部会より

4月から改正された児童福祉法による現場の影響はありますか？現場の実態を届ける方法についてお教えします！県本部、地連（それぞれ児童の部会があれば尚良しです！）担当者にお伝えください。そして本部会へ届けてください！国への要請にも反映させていき、皆で一緒に子ども達の笑顔を増やしていきましょう☆

社会福祉事業団労組協議会報告

～未稿～

障労連報告

●前回の全国幹事会（2024年1月20日）以降の活動報告

【第1回 障労連幹事会】

- ・日時：2024年4月13日（土） 11:00～
- ・場所：自治労会館

1. 報告

- (1) 情勢等報告
- (2) 各県および地連の取り組みについて

2. 協議事項

- (1) 当面の闘争方針案（障害労働関係部分）について
- (2) 第43回障害労働者全国連絡会総会の企画について

日時：2024年12月6日（金） 分科会
交流会
7日（土） 全体会

会場：相鉄グランドフレッサ東京ベイ有明

- ① 分科会の担当分け
- ② 議案書の担当分け
- (3) 総務省・厚労省への要請について
2024年9月27日（金） 予定

- (4) れんらくかいニュースについて
別添参照：6月24日発行

3. 障労連幹事会の体制について

【今後の予定】

2024年9月27日（金）～28日（土）

第2回障害労働者全国連絡会幹事会及び総務省・厚生労働省要請行動

【障労連全国幹事（2024年8月現在）】

代表幹事 調整中

副代表幹事 藤吉 忍（中国地連 広島県本部）

幹事 本間 英樹（北海道地連 北海道本部）

幹事 山口 健太（東北地連 秋田県本部）

幹事 江見 英一（関東甲地連 東京都本部）

幹事 吉田 麻莉（関東甲地連 神奈川県本部）

幹事 調整中（北信地連）

幹事 調整中（東海地連）

幹事 調整中（四国地連）

幹事 古塘 裕二（九州地連 熊本県本部）

社会福祉協議会労働組合ネットワーク（社協ネット）

【経過報告】

1 諸会議の開催

（1）第1回幹事会

日 時：2024年2月17日（土）～18日（日）

会 場：自治労会館

内 容：①社協労組情報交換会（1月21日）の報告について
②2024介護・地域福祉集会の振り返り
③2025介護・地域福祉集会全体会における社協ネット基調提起について
④2025介護・地域福祉集会分科会の運営について
⑤総会の運営について
⑥社協ネットニュース第4号の発行について
⑦各単組・地連の情勢について

（2）第2回幹事会

日 時：2024年5月18日（土）～19日（日）

会 場：自治労会館

内 容：①全国の情勢について
②2025介護・地域福祉集会全体会における社協ネット基調提起について
③2025介護・地域福祉集会分科会の運営について
④総会の運営について
⑤社協ネットニュース第4号の発行について
⑥各単組・地連の情勢について

（3）医療・介護フェス2024～安心と信頼の医療と介護 中央集会～への参加

日 時：2024年5月18日（土）13:30～16:30

会 場：日本教育会館

【2024年度 活動方針】

＊2023年10月28日開催の社協ネット総会により審議

社会福祉協議会（以下、「社協」）は長年にわたり、行政、福祉団体等の関係機関や地域住民とともに、地域福祉の実現を目指して、多種多様な実践を積み重ねてきました。この実践の積み重ねは、地域住民の福祉課題の明確化、ニーズに応じた福祉関係制度の創設や改革、福祉のまちづくりへとつながっていますが、このような地域福祉の推進は、現在国が推し進めている「地域共生社会」の実現にもつながるものです。

国が提示した「地域共生社会」の骨格は、地域において住民が世代や様々な課題を超えてつながり、地域においてコミュニティを形成することです。地域住民が相互に役割を持ち「支え手」と「受け手」という関係を超越して、住民同士の助け合いで暮らすことので

きる仕組みを構築することをめざしています。

現在は、少子高齢化が進行するなか、介護、子育て、障害等で複合的な問題を抱える世帯や、8050問題をはじめとする引きこもりなど社会的孤立の問題、貧困や格差問題、増加するゴミ屋敷の問題等、実に様々な地域社会問題が顕在化しています。児童虐待やDV、高齢者への虐待は増加していますが、こうした背景には、地域社会の希薄化や家族形態の変化があると思われます。

このような問題に対して、公的支援制度の要件を満たさず「制度の狭間」となり、十分な支援が届いていないという課題があります。これらの課題への対応として、行政の対応や民間事業者または住民の助け合いなど、どちらか一方の責任だけでは対応が難しいことも指摘されています。

さらに、新型コロナウイルス感染症は2023年5月に感染法上第5類へと移行し、コロナ禍以前の日常に戻りつつありますが、まだ完全にコロナウイルスが終息したわけではありませんし、新たなウイルスの発生も予測されます。

地域ではコロナ禍においても、地域支え合い活動を工夫しながら行われてきました。しかし、生活困窮世帯などの直接的な支援を必要とする世帯への支援は思うように実施できない状況が続いています。お互いが支え合う地域共生社会に向けた取り組みは、コロナ後でも模索しながら行われています。

これら地域福祉を推進する社協で働く組合員の結集軸として結成されたのが「社会福祉協議会労働組合ネットワーク（社協ネット）」で、地域福祉関連施策の拡充と組合組織の拡大に向けた取り組みを図っていきます。

重点項目

- (1) 重層的支援体制整備事業の推進
- (2) 生活困窮者支援に向けた取り組み
- (3) 大規模災害支援に対応した活動の推進
- (4) 地域における権利擁護支援体制づくりの推進
- (5) 住民ニーズに対応した多様な取り組み
- (6) 全国社会福祉協議会との連携強化
- (7) 社会福祉協議会労組の組織化の推進について

【2024年度 役員体制】

代表	東北地連	宮城県	鹿嶋 俊彦	宮城県社協
副代表	東海地連	三重県	関根 正樹	三重県社協
事務局長	関東甲地連	東京都	安藤 徹	立川市社協
幹事	北海道地連	北海道	喜納 悠介	白老町社協
幹事	北信地連			(選出中)
幹事	近畿地連			(選出中)
幹事	中国地連	鳥取県	秋本 玲志	鳥取県社協
幹事	四国地連	徳島県	松本 祐一	徳島市社協
幹事	九州地連	熊本県	秋山 真輝	水俣市社協

【当面の取り組み】

1 諸会議の開催

(1) 第1回幹事会

日時：2024年10月26日（土）

会場：連合会館

内容：①2025介護・地域福祉集会全体会における社協ネット基調提起について
②2025介護・地域福祉集会分科会の運営について
③総会の運営について
④社協ネットニュース第5号の発行について
⑤各単組・地連の情勢について

(2) 2025年度定期総会

日時：2024年10月26日（土）17:15～18:45

会場：連合会館

内容：報告 2024年度 活動報告
議案1 2025年度 活動方針（案）
議案2 2025年度 役員体制（案）
議案3 2025年度 当面の取り組み
意見交換 各単組報告

(3) 2025年度自治労全国介護・地域福祉集会第4分科会

テーマ「生活困窮者自立支援法改正の波及効果」

～生活困窮者自立支援法改正はあなたの業務にどう影響するか？～

日時：2024年10月27日（日）9:00～11:30

会場：連合会館

内容：情勢報告 全国社会福祉協議会地域福祉部
報告1 大阪府豊中市社会福祉協議会
報告2 熊本県水俣市社会福祉協議会
グループワーク「自立支援法対象者拡大に伴う業務量増加について」
グループワーク発表
総括（講師コメント）

2 広報紙の発行

(1) 社協ネットニュース第5号を発行予定。

北海道地連活動経過報告

1. 活動経過報告（～2024年8月）

1) 北海道本部社会福祉評議会第4回幹事会

1) 2024年度第4回幹事会【対面】2024年7月27日15:30～17:00

➤ 確認事項

◇経過報告

◇単組・地方本部報告

協議事項

◇2025年度活動方針について

◇2025年度道政への要求と提言について

◇2025年度総会と全道保育・福祉・介護交流集会の開催について

◇2025年度役員体制について

◇今後の日程

【内容】

◇2025年度活動方針について

北海道本部および道本部社会福祉評議会としての活動方針、当面の闘争方針をそれぞれ議論した。例年、「全道討論集会」と「全道交流集会」をそれぞれ2日間開催としていたが、9月の交流集会は1日開催とした。また、企画と参加体制の負担が大きいこと、札幌市の宿泊費の高騰などの理由から、次年度は集会を1回とする方向で役員で一致している。

◇2025年度道政への要求と提言について

各部会からの課題を取りまとめ、要求書を作成。北海道本部として北海道政へ提出する「要求と提言」に組み込み、8月26日提出予定。

◇2025年度総会と全道保育・福祉・介護交流集会の開催について

9月7日（土）13:00～17:30

講演「カスタマーハラスメントの対応とこれから」

感情労働である福祉職場ではカスハラについての知識やその対処法、職場として労働者を守る取り組みについて学習することとなった。

◇2025年度役員体制について

部会幹事の選出が困難となってきている。担い手不足にどう対応していくかが今後の課題。

2) 北海道本部社会福祉評議会各部会幹事会

① 第3回保育部会幹事会

2024年4月27日（土）13:30～15:30、北海道自治労会館（対面）

◇2025年度活動方針について

◇2025年度道政への要求と提言について

◇2025年度総会と保育・福祉・介護全道討論集会の開催について

◇2025年度役員体制について

◇今後の日程

② 第3回介護部会幹事会

2024年4月27日(土) 13:30~15:30、北海道自治労会館(対面)

- ◇2025年度活動方針について
- ◇2025年度道政への要求と提言について
- ◇2025年度総会と保育・福祉・介護全道討論集会の開催について
- ◇2025年度役員体制について
- ◇今後の日程

③ 第3回社会福祉事務所対策委員会幹事会

2024年4月27日(土) 13:30~15:30、北海道自治労会館(対面)

- ◇2025年度活動方針について
- ◇2025年度道政への要求と提言について
- ◇2025年度総会と保育・福祉・介護全道討論集会の開催について
- ◇2025年度役員体制について
- ◇今後の日程

④ 第1回社協ネット幹事会

2024年6月5日(水) 18:30~19:30、(ウェブ)

- ◇2024年度道本部社協ネット役員体制の確認
- ◇社協ネット交流会の開催に向けて

⑤ 第1回障害労働者連絡会

2024年5月25日(土) 13:00~15:00、北海道自治労会館

- ◇2025年度道政への要求と提言について
- ◇国(総務省・厚生労働省)への要求について
- ◇1 on 1について
- ◇次回幹事会について

2. 今後の活動予定

- 1) 2025年度総会と全道保育・福祉・介護交流集会(2024年9月7日)
- 2) 第67回自治労北海道本部定期大会(2024年9月23~24日)
- 3) 2025年度第1回幹事会【対面】(2024.11月)

◆2024 年度道本部社会福祉評議会 幹事会体制

役職	単組	名前	備考
議長	釧路市役所ユニオン	飯田 健介	
副議長			保育部会長
副議長	札幌市職連	佐々木 謙	介護部会長
事務局長	道本部	宇野 弘幸	道本部執行委員（社福評担当）
幹事	千歳市職労	岡澤 悠	保育部会副部会長
幹事	札幌市職連	浦崎 雄樹	保育部会副部会長
幹事	道社事労福祉村支部	寺林 伸仁	介護部会副部会長
幹事	札幌市職連	星野 敦子	介護部会副部会長
幹事	全道庁労連上川総支部	神成 和江	福祉事務所部会副部会長
幹事	函館市職労	小泉 隆一	福祉事務所部会副部会長
幹事	札幌市職連	林 祐輔	政令
幹事	全道庁労連胆振総支部	斉藤 慶	全道庁
幹事	名寄社事労	太田 道宏	公共民間
特別幹事	札幌市職連	門崎 正樹	本部社福評事務局長

※ この間、社会福祉評議会の部的扱いをしていた障労連・社協ネットについては、2024年度から独立組織として運営する。

◆2024 年度自治労本部等への派遣役員

役職	氏名	所属単組
本部社福評事務局長	門崎 正樹	札幌市職連
常任幹事	宇野 弘幸	北海道本部
全国幹事	飯田 建介	釧路市役所ユニオン
保育部会幹事	岡澤 悠	千歳市職労
保育部会幹事(学童)	浦崎 雄樹	札幌市職連
セーフティネット部会幹事	小泉 隆一	函館市職労
児童相談養育部会幹事	神成 和江	全道庁労連上川総支部
介護部会幹事	星野 敦子	札幌市職連
障労連幹事	本間 英樹	全道庁労連上川総支部
社事労協幹事	寺林 伸仁	道社事労福祉村支部
社協ネット幹事	喜納 悠介	白老社協
連合北海道地域医療・介護問題対策委員会委員	宇野 弘幸	道本部執行委員（社福評担当）

◆2024 年度道本部障労連・幹事会体制

役職	氏名	所属地本・単組	職場
代表	本間 英樹	全道庁上川	上川総合振興局課税課
副代表	平尾 猛	全道庁十勝	十勝総合振興局建設管理部
副代表	調整中	他市町村職	

事務局長	奈良 智	札幌市職連	札幌市障がい者更生相談所
幹事	井深 聡信	全道庁札幌	札幌建設管理部
幹事	谷津 克記	全道庁札幌	札幌建設管理部
幹事	前田 和哉	札幌市職連	札幌市

◆2024年度道本部社協ネット・幹事会体制

役職	氏名	所属地本・単組	職場
代表	喜納 悠介	白老社協	地域福祉課
副代表	調整中		
事務局長	高橋 修一	道社協	
幹事	森 望	札幌社協	札幌市中央区社会福祉協議会
幹事	調整中	道社協	
幹事	調整中		
幹事	調整中		

東北地連社会福祉評議会報告

報告者：樋口(新潟県本部)

活動経過報告

(1) 2024年度 東北地連社会福祉評議会 第2回幹事会

日時：2024年2月10日(土) 14:00~16:00 場所：宮城県仙台市「宮城自治労会館」

- ・ 役員の交代について
- ・ 各部会・県本部取り組み報告
- ・ 当面する日程について
- ・ 東北地連福祉集会・保育集会(2024年6月1日~2日開催：福島市)について

(2) 2024年度 東北地連社会福祉評議会 第3回幹事会

日時：2024年4月27日(土) 14:00~16:00 場所：岩手県盛岡市「エスポワールいわて」

- ・ 2024東北地連福祉集会・保育集会について
- ・ 役員の交代について
- ・ 各部会・県本部取り組み報告
- ・ 当面する日程について

(3) 2024年度 東北地連社会福祉評議会 第4回幹事会

日時：2024年6月1日(土) 10:00(2023東北地連福祉・保育集会前段) 内容：最終打ち合わせ

(4) 2024東北地連 福祉集会・保育集会

日時：2024年6月1日(土) 13:30 ~2日(日) 11:30

場所：福島県福島市「ホテルグリーンパレス福島」

内容：1日目 議長挨拶、地連事務局提起、本部提起、分科会

分科会テーマ

- ① 「生活福祉(子どもの貧困等)」
- ② 「介護職場の現状と課題」
- ③ 「より良い保育職場を実現するために」
- ④ 「共生社会への実現に向けて(インクルーシブ保育等)」

2日目 分科会報告、記念講演「自治労における震災復興」、閉会

今後の活動予定

(1) 2024年度 東北地連社会福祉評議会 第5回幹事会 及び 第13回障労連学習交流会

日時：2024年10月12日(土) 11:00~18:00 場所：秋田県仙北市「権細工伝承館」

(2) 2025年度 東北地連社会福祉評議会 総会・第1回幹事会

日時：2024年11月28日(土) 13:00~16:00 場所：新潟市

- ・ 役員の交代について
- ・ 各部会・県本部取り組み報告
- ・ 当面する日程について
- ・ 東北地連福祉集会・保育集会(2025年6月開催：新潟市)について

2024.4～ 地連社会福祉評議会幹事

	役 職	名 前	県本部	単組名	備考	
1	東北地連	議 長	長橋 大輔	秋田県本部	仙北市職労	
2		副議長	橋本 慎太郎	青森県本部	横浜町職組	
3		事務局長	樋口 俊樹	新潟県本部	南魚沼市労連	
5			石垣 達也	岩手県本部	宮古市職労	
6			菊地 大祐	宮城県本部	仙台市職労	
7			調整中	山形県本部		
7			服部 孝徳	福島県本部	会津坂下町職労	
2		常任幹事	樋口 俊樹	新潟県本部	南魚沼市労連	事務局長兼務
3		介護部会幹事	佐藤 由紀子	秋田県本部	湯沢市職労	
4		保育部会幹事	調整中	青森県本部		
5		児童相談養育部会幹事	調整中			
6		セーフティネット部会幹事	調整中	福島県本部		
7		社協ネット代表	鹿嶋 俊彦	宮城県本部	宮城県社協	
8		障労連全国幹事	山口 健太	秋田県本部	秋田県職連合	
9		社事労協幹事	小松 理大	福島県本部	福島県社事労	
1	東北地連	保育ネットワーク代表 (各県より選出)	戸澤 幹	青森県本部	弘前市労連	
2			阿部 智可子	岩手県本部	花巻市職労	
3			千代窪 司	宮城県本部	宮城県本部	
4			長橋 大輔	秋田県本部	仙北市職労	議長兼務
5			佐藤 智子	山形県本部	鮎川村職労	
6			調整中	福島県本部		
7			太田 真理子	新潟県本部	村上市職	

社会福祉評議会（関東甲地連）報告

① 2024～2025 年度 活動報告

1. 幹事会

- ・2024年2月2日（金）第2回 衛生医療評・社会福祉評合同幹事会（ZOOM）
- ・2024年6月7日（金）第3回 衛生医療評・社会福祉評合同幹事会（連合会館）

◎2024年「住民の健康と福祉を守る集会」の開催および開催方法について

コロナ禍前の一泊二日での開催に戻す。各都県本部持ち回り。

- ・日時：2024年10月18日（金）13:45～10月19日（土）11:45
- ・場所：「ライトキューブ宇都宮」（栃木県宇都宮市）
- ・内容：（1）基調講演

「健やかな職場環境づくり（仮）」

講師：大杉 覚氏（東京都立大学法学部教授）

（2）分科会

- ①衛生医療関係 ②生活保護関係 ③保育関係 ④児童相談養育関係
- ⑤介護保険関係 ⑥障害者関係 ⑦学童保育関係

（2024年度の会議運営等の担当は「社会福祉評」）

2. 役員体制

- 議長 古林 明郎（東京都本部）
- 副議長 深沢 満（神奈川県本部）
- 事務局長 松木 友幸（山梨県本部）
- 幹事 矢島 繁（群馬県本部）
- 幹事 山家由希子（栃木県本部）
- 幹事 横田 和浩（茨城県本部）
- 幹事 前原 朝子（埼玉県本部）
- 幹事 海老原 剛（千葉県本部）

※自治労本部社福評常任幹事 古林 明郎（東京都本部）

3. 今後の予定

幹事会

- ・2024年10月18日（金）第4回 衛生医療評・社会福祉評合同幹事会（対面）

◎「住民の健康と福祉を守る集会」の開催について

○自治労本部社会福祉評議会役員

- 副議長 前原 朝子（埼玉県本部）
- 常任幹事 古林 明郎（東京都本部）
- 全国幹事 矢島 繁（群馬県本部） 山家由希子（栃木県本部）
- 小山 充（埼玉県本部） 福原 郷史（千葉県本部）
- 深沢 満（神奈川県本部） 千野慎一郎（山梨県本部）

※茨城県本部、東京都本部は、調整中

職域部会幹事

- 保 育 部 会 徳田 武史（東京都本部）
- 山家由希子（栃木県本部）
- 押見 隆至（東京都本部）
- 介 護 部 会 後藤 紀行（東京都本部）
- セーフティネット部会 深沢 満（神奈川県本部）
- 児童相談養育部会 渡辺 雄二（東京都本部）
- 社会福祉事業団労組協議会 ※調整中
- 障害労働者全国連絡会 江見 英一（東京都本部）
- 吉田 麻莉（神奈川県本部）
- 社会福祉協議会労働組合ネットワーク 安藤 徹（東京都本部）

北信地連活動報告

活動経過報告（2024.1～2024.7）

▶2024年度第2回幹事会

2024年7月28日（日） 地連社福評交流集会前段

- ・北信地連社会福祉評議会 2024年交流集会にむけて（最終確認）
- ・その他

▶北信地連社会福祉評議会 2024年度交流集会

日時：2024年7月28日（日）～29日（月）朝食後解散

場所：富山県富山市「ボルファートとやま」

方法：ハイブリット（対面+Web）

参加者数：対面26名、Web6名

内容：基調提起「社福評職場を取り巻く特徴的な情勢と課題」

提起者 中央本部社会福祉評議会 事務局長 門崎 正樹 氏

- ⇒ 骨太方針2024（概要）、こども政策（大綱、はじめの100カ月の育ちビジョン）、子ども・子育て（保育士の配置基準、こども誰でも通園制度）、介護保険・障害福祉サービス（制度改正、報酬改定）、生活困窮者自立支援・生活保護（支援関係機関の連携強化等の措置）、児童虐待防止・児童相談支援（法改正、一時保護時の司法審査）、政治闘争（第27回参院選）

講演「災害時のこどもの居場所づくり～東日本大震災子ども支援を手掛かりにして～」

講師 東洋大学 名誉教授 森田 明美 氏

- ⇒ 内閣府：「避難所運営ガイドライン」

「女性や子供は特別なニーズを持った存在：女性たちが避難所運営の意思決定に加わるよう配慮することで、……命や健康のリスクの見守り体制が強化されることになり、避難所の質の向上につながる」←視点のズレ、他人事

こども家庭庁：災害時のこどもの居場所

「災害時などの非常時こそ、こどもの声を聴き、こどもの権利を守ることが必要である。災害時にはこどもが居場所を持ち、遊びの機械等が確保されるよう配慮することは、こどもの心の回復の観点からも重要である。……こどもの居場所づくりに関する実態把握を行うとともに、そうした実態を踏まえた施策の推進が求められる。」←実施できていない。子どもや若者が戻ってこられない。

★東日本大震災などの子どもたちの証言を記録化して、災害直後の支援ガイドライン（こどもの居場所等）、復旧・復興段階に応じた支援マニュアルの策定に使う。

災害時など非常時では、子どものニーズは身近な大人が代弁できると、介入や指導的な支援にとどまり、子どもは周りに配慮する“良い子”にならざるを得ない。子どもたちの居場所だった学校は避難所になり、遊び場だった校庭も自由に使えないという現実、子どもたちの心の傷になる。「自分のことを考えていい」ということのできる時間や場所をつくることで将来につながる。

★誰もが生まれたからには「人権」がある。

★子どもの権利は日常生活にあるもの。

★権利と権利は支えあっていくもの。

今後の活動予定（2024.8～）

▶2024年度第3回幹事会

未定

役員体制

役職	氏名	県本部	単組
地連議長	北嶋 真人	富山	富山市職労
常任幹事	伊原 尚子	福井	越前市職
保育部会幹事	降旗 真一	長野	松本市職労
介護部会幹事	越 究人	石川	陽風園労組
児童相談養育部会幹事	北嶋 真人	富山	富山市職労
セーフティーネット部会幹事	亀間 妙子	福井	越前市公共サービスユニオン
社事労協幹事	明間 悠哉	福井	ふくい福祉事業団労組
障労連幹事	調整中		
社協ネット幹事	調整中		
長野県本部選出全国幹事	調整中		
富山県本部選出全国幹事	坂田 毅治	富山	富山県職労
石川県本部選出全国幹事	菅原 明浩	石川	石川県職労
福井県本部選出全国幹事	坪内 利子	福井	越前市社協労組
本部三役（副議長）	伊原 尚子	福井	越前市職
本部セーフティーネット・ 児童相談養育対策PTメンバー	橋本 達昌	福井	越前市公共サービスユニオン
事務局	中村 隼人	富山	富山県本部（県本部）

東海地連報告

～未稿～

近畿地連

◎前回社福評拡大全国幹事会以降の経過

1. 幹事会の開催

○2024年度 第2回 2024年1月28日（日）（PLP 会館：大阪市）

<報告事項>

- ア. 中央社福評／近畿地連関係
- イ. 各府県本部取り組み報告

<協議事項>

- ア. 2024年度近畿地連社福評総会・第16回福祉集会の開催について

【開催日程】

令和6年2月3日（土）、4（日）

【場 所】

1日目：大阪商工会議所、シティプラザ大阪 2日目：PLP 会館

→翌週に予定される近畿地連の社福評総会および福祉集会について、出席者数と当日の役割分担について確認を行い、分科会で使用する物品や会場備品について現地確認を行った。

- イ. 近畿地連社福評の各幹事選出について

→近畿地連から選出できていない部会の幹事について、継続課題として各府県本部で候補者の選定を行うこととしていたが、現在のところ進展なし。

○2024年度 第3回 2024年3月14日（木）（PLP 会館：大阪市）

<報告事項>

- ア. 中央社福評／近畿地連関係
- イ. 各府県本部取り組み報告

<協議事項>

- ア. 2024年度近畿地連社福評総会・第16回福祉集会の総括および2025年度近畿地連社福評総会・福祉集会の開催について

→2月に開催した2024年度の近畿地連社福評総会・第16回福祉集会について振り返りを行った。（以下、振り返りの要旨）

【総括】

講演については、これまでの傾向から少し変えて、地連70周年記念予算も活用して外部講師を招き、「アンガーマネジメント」をテーマとした。参加者からの声は概ね好評で、職種に関わらず持ち帰ることができる内容としたことは良かったのではという声が多数であった。次年度以降の課題として、今回は、地連70周年予算を活用

したため、高額な講師を招くことができたが(15万円)、次年度以降おそらく難しくなると思われる点が挙げられた。安価で手配できる講師にも数多くあたることができるように、早めに講師選定を行う必要がある。2日目の分科会については、担当者を定めて3つの分科会(①保育、②高齢・福祉、③学童保育)を実施したが、保育分科会では、DVD視聴による学習という新たな試みを実施し、機材トラブルが一部あったものの、現場に講師を招く時と比較して安価に準備ができることや、グループ討議にスムーズには入れたなどの声が聞かれた。また、高齢・福祉の分科会では、災害時の備蓄食を実際に作り試食を行い、こちらも初めての試みであったが参加者の多くも初めての経験であったことなどから、学びを多く得られたと好評であった。

→2025年度の開催については、開催地が兵庫県本部になることを確認した。

イ. 全国部会幹事からの提案について

→総会・福祉集会の際に、保育部会の全国幹事の方から、各府県への情報共有、課題共有を行う場の必要性について提起あり。

→これまでの数年間、情報を共有する機会がほとんどなかったが、必要な場であるとの認識で一致。実施に向けて各所調整に入ることとした。

→近畿地連から選出できていない部会の幹事について、継続課題として各府県本部で候補者の選定を行うこととしていたが、現在のところ進展なし。

ウ. 各府県本部幹事交代等の書類手続きについて

→幹事会の発文や幹事交代の際の申請についての事務手続きについて、改めて確認を行った。

エ. 次年度以降の役員体制について

→交代がある場合は早めの連絡を依頼。また、幹事間で連携体制を構築したり、経験を伝えていくためには可能な限り2年以上お願いできる方を選出するように依頼。

オ. 近畿地連社福評の各幹事選出について

→近畿地連から選出できていない部会の幹事について、継続課題として各府県本部で候補者の選定を行うこととしていたが、現在のところ進展なし。

○2024年度 第4回 2024年5月16日(木)(PLP会館:大阪市)

<報告事項>

ア. 中央社福評/近畿地連関係

イ. 各府県本部取り組み報告

<協議事項>

ア. 2025年度近畿地連社福評総会・第17回福祉集会の開催について

【開催日程について】

→令和7年1月25日(土)、26日(日)または、2月1日(土)、2日(日)の

いずれかの日程で調整。

【開催場所について】

→神戸のひょうご共済会館が濃厚

【開催内容】

→基本的な枠組みとしては、初日、2日目ともに前年度の開催を踏襲する形とする。講演については、どの職種が聞いても持ち帰れるような内容としたい。テーマ案を次回幹事会までに各幹事で検討。

分科会についてもどのような分け方をするかについて、次回幹事会までに各幹事で検討を行うこととした。

イ. 全国部会幹事からの提案について

前回幹事会で確認した提案について、実施に向けて具体的な内容を協議した。

→お食事付きでの開催や、総会・福祉集会の終了後の開催などの案が出た。

提案者とも調整し、次回幹事会で具体的な案を提示する。

学習会として開催するのであれば休日開催で、交流・意見交換も実施するのであれば、対面のみでの対応という基本的な方向性についても確認した。

ウ. 次年度以降の役員体制について

エ. 近畿地連社福評の各幹事選出について

→近畿地連から選出できていない部会の幹事について、継続課題として各府県本部で候補者の選定を行うこととしていたが、現在のところ進展なし。

○2024年度 第5回 2024年7月11日（木）（PLP 会館：大阪市）

<報告事項>

ア. 中央社福評／近畿地連関係

イ. 各府県本部取り組み報告

<協議事項>

ア. 2025年度近畿地連社福評総会・第17回福祉集会の開催について

【開催日程について】

→令和7年1月25日（土）、26日（日）を軸に調整

【開催場所について】

→神戸のひょうご共済会館で調整中

【開催内容】

→講演のテーマは@片づけ方に決定。

分科会の分け方については、国の動向などについて学習する分科会を1つ、保育現場での課題解決に向けた議論を行う分科会を1つ、要配慮者の備蓄食について考える分科会を1つの計3つを設定することとした。

イ. 全国部会幹事からの提案について

近畿の保育現場の状況を共有する場として、「近畿地連保育学習会」を下記の案のとおり実施できるように調整を行うことを決定した。

「近畿地連保育学習会」

開催日程：10月20日（日）※日程は仮

10時～11時30分

開催場所：PLP 会館

開催内容：①全国における保育にかかる取組等について（全国幹事からの情報提供+質疑）

②各府県本部の保育現場における課題や組合としての取組状況について
（A：テーマ設定の上、各府県本部から発表、B：グループワーク）

各府県本部からまずは2～3名ずつが集まり、小規模での開催でスタートすることを確認した。

ウ. 次年度以降の役員体制について

エ. 近畿地連社福評の各幹事選出について

→近畿地連から選出できていない部会の幹事について、継続課題として各府県本部で候補者の選定を行うこととしていたが、現在のところ進展なし。

イ. 近畿地連社福評の各幹事選出について

→近畿地連から選出できていない部会の幹事について、継続課題として各府県本部で候補者の選定を行うこととしていたが、現在のところ進展なし。

2. 近畿地連社福評総会・福祉集会の開催

【実施内容】

日程：令和6年2月3日（土）、4日（日）

場所：3日：大阪商工会議所（懇親会はシティプラザ大阪） 4日：PLP 会館

（1日目）

13：30 受付開始

14：00 総会開会 主催者・地元県本部・来賓あいさつ、議案確認、
新旧役員交代

14：40 基調提起 自治労本部 社会福祉評議会 佐藤 剛士 社福評議長

15：20 休憩

15：30 講演（日本アンガーマネジメント協会 小山内 優里子 様）

17：00 講演終了

17:30 懇親会

→総会・福祉集会参加者64名、懇親会参加者46名

(2日目)

9:30 受付開始

10:00 分科会 (第1分科会:保育 第2分科会:高齢・福祉 第3分科会:
学童保育)

12:00 分科会終了

→参加者計61名 (第1分科会32名、第2分科会19名、第3分科会10名)

3. 当面の取組について

●2024年度 第6回幹事会

2024年9月11日(水)、PLP会館(大阪市)にて開催予定

中国地連社会福祉評議会 活動報告

【役員体制】

議長	松本 領太	(島 根)
副議長	林 加津樹	(山 口)
事務局長	間庭 康裕	(岡 山)
幹 事	田原 寛之	(岡 山)
幹 事	源内 章文	(広 島)
幹 事	立脇 綾乃	(鳥 取)
幹 事	和久利 裕大	(島 根)
幹 事	河村 典子	(山 口)

【幹事会開催状況】

1. 中国地連社会福祉評議会第1回幹事会（拡大幹事会）

日時：2024年2月18日（日）10：00～12：00

場所：WEB

報告事項

- (1) 各県の取り組み状況について
- (2) 各部会の取り組みについて

協議事項

- (1) 第31回中国地連保育・福祉集会について
- (2) 自治労くらしとこどもの福祉を考える全国集会について

2. 中国地連社会福祉評議会第2回幹事会（拡大幹事会）

日時：2024年3月10日（金）10：00～12：00

場所：WEB

報告事項

- (1) 各県の取り組み状況について
- (2) 各部会の取り組みについて

協議事項

- (1) 第31回中国地連保育・福祉集会について

3. 中国地連社会福祉評議会第3回幹事会（拡大幹事会）

日時：2024年6月22日（土）10：30～12：00

場所：ホテル白鳥（松江市）

協議事項

- (1) 第31回中国地連保育・福祉集会について

【集会等開催状況】

1. 第31回中国地連保育・福祉集会

日時：2024年6月22日（土）～23日（日）

場所：ホテル白鳥（松江市）

内容：《1日目》

- ・岸まき子ビデオメッセージ
- ・基調提起「自治労社会福祉評議会を考える」
講師 門崎 正樹（自治労中央本部社会福祉局長）
- ・特別講演「私たちにできること、
そして多職種連携で生まれる笑顔」
講師 森田 修平（自治労本部児童相談養育部会長）

《2日目》

- ・提起
「支えあい、育ちあえる園・施設・地域社会を目指して
～インクルーシブ保育を理解し、進めていきましょう～」
講師 中村 謙治（自治労本部児童相談養育部会幹事）
- ・グループ討議

参加者 約80人

四国地連報告

2024年8月17日（土）

【活動経過報告】

（1）2024年2月17日 四国地連社福評第2回県本部代表者会議

自治労四国地連社会福祉評議会は、第2回県本部代表者会議を穴吹学園ホール（対面形式）において開催し、第8回自治労四国地連保育・福祉集会の事前協議及び意思統一をおこなった。

（2）2024年2月17日・18日 第8回自治労四国地連保育・福祉集会

自治労四国地連は、第8回保育・福祉集会を穴吹学園ホール及び高松国際ホテルにおいて33単組91名の参加で開催した。

初日の全体会では、四国地連社会福祉評議会常任幹事からの開会挨拶の後、主催者を代表して三好康夫四国地連事務局長から挨拶を受けた。続いて、連合本部総合政策推進局長 佐保 昌一さんに講師を務めていただき「人材を確保するための労働組合の役割」と題して講演会を開催した。佐保さんが実際に体験されたことや国の動向などを講演いただき、参加者からは、本当にわかりやすく、親切・丁寧な講演内容で良かった。労働組合の大切さ・重要さを再認識できた等の声が上がられた。その後、各県から取組み報告を受け、各県の情報を共有することができた。開催場所を高松国際ホテルに移し、交流会が開催された。交流会では、各県から愉快的催し物が披露され、参加者全員で楽しめる交流会となった。

2日目は「どうする？人員確保！」をテーマに5グループに分かれて分散会を開催した。分散会に参加した組合員さんから「参加して本当に良かった」との声が多数聞こえてきた。また、「当たり前と思ってやっていたことが、当たり前ではなかった」との声も多くあった。「それぞれの職場で働き方がまったく違っていることを知る良いきっかけとなった」「自分がやっている仕事を他の誰かに勧めたいと思えるような職場環境にできれば良いと思った」等々、今一度、自分の働き方を見つめ直し、安心して働き続けることができる職場環境づくりが人員確保にもつながることを学べた分散会となった。

（3）2024年7月19日 四国地連社会福祉評議会 第3回県本部代表者会議

2024年7月20日に開催される自治労四国地連定期大会にあわせ、前日に県本部代表者会議を自治労香川県本部会議室にて開催した。

四国各県から代表者7名が参加して、第8回四国地連保育・福祉集会の総括、四国地連保育学習会の開催に向けた取組み、四国地連各幹事等の選出、四国各県における取組み状況について協議・討論をおこなった。

【地連選出の役員各幹事】

四国地連選出の幹事等役員を、次のとおり変更する。

社会福祉評議会役員 2024年7月～

	全国幹事	常任幹事	保育部会	介護部会	セーフティネット部会	児童相談養育部会	社事労協	障労連	社協ネット
香	松本 直樹	溝渕 照将				松本直樹			
徳	橋本 敦士			戸島明美	田口勇作				松本祐一
愛	檜垣 幸		檜垣 幸						
高	武内 昭憲						調整中		

○障労連の四国地連選出の幹事がいないため、本部から選出要請がある。

○高知県本部からの選出幹事に欠員が生じた旨報告がありました。

【今後の活動予定】

（１）四国地連社会福祉評議会 第1回県本部代表者会議

○2024年 ○月 ○日（開催日は未定）

- 四国地連選出役員体制の確認について
- 四国地連保育学習会の開催について
- 今後のスケジュールについて
- 各県本部での取り組み状況について
- その他

（２）四国地連保育学習会

○開催地は高知県で決定（開催日時等は未定）

- 保育学習会の内容について協議・検討を進めていく。

九州地連社会福祉評議会活動報告

【2024年1月20日第1回全国幹事会以降の活動】

○2024年度第19回九州地連介護・福祉集会（大分県大分市）

日 時 : 2024年1月27日（土）14:00～28日（日）12:00

場 所 : 全体会場：大分市「コンパルホール」
分科会会場：大分市「コンパルホール」

開催形式： 対面

参 加 : 205人（交流会：156人）

日 程

<1日目>1月27日（土）14:00～17:15

13:30 ～ 受付開始

14:00 ～ 開会・主催者挨拶・来賓挨拶（地元県本部）

14:10 ～ 基調報告（門崎正樹 自治労本部社会福祉評議会事務局長）

14:40 ～ 記念講演 講演者：奥 結香さん（NPO 法人 TetoCompany 理事長）

演 題：「共生地域・社会を目指して～みんなのいえカラフルの実践～」

15:45 ～ 休憩・移動

16:00 ～ 課題別分科会（17:15 終了）

18:30 ～ 参加者交流会（ホテル日航大分オアシスタワー 5階 孔雀の間）

○分科会の内容

◆第1分科会（介護） 会場：3階 305会議室

（テーマ）「2025年問題を行政と現場、それぞれの立場で考える」

～介護を受ける人を増やさない、介護を担う人を減らさない、その為には～

（内 容）①介護保険制度の現状と2025超高齢化社会にむけた課題について

②自治体および介護現場の現状と課題について

③公立介護施設の民営化問題について

（対 象）社協・公社・事業団・地域包括支援センター・介護事業所老人福祉施設・市町村高齢者福祉担当者

（司会者）新栢 雄一（自治労本部介護部会幹事・鹿児島県本部）

（助言者）佐保 昌一（連合本部総合政策推進局長）

◆第2分科会（保育） 会場：3階 多目的ホール

（テーマ）「幼児教育・保育をめぐる現状と課題」

（内 容）①民営化・統廃合について

②新型コロナウイルス感染症の5類移行後の保育業務について

③時間外労働削減の取組み（ICT化等）について

(対 象) 保育所・認定子ども園・幼稚園・給食担当者・児童館・児童施設・市町村保育担当者・保健師・看護師

(司会者) 江藤 友美 (自治労本部保育部会幹事・福岡県本部)

加藤 美香 (自治労大分県本部保育所部会長)

(助言者) 本田 恵美子 (長崎県地方自治研究センター事務局長)

◆第3分科会(福祉事務所) 会場:3階 302会議室

(テーマ)「生活保護と生活困窮者自立支援制度について」

(内 容) ①生活保護制度の現状と課題について

②自治労の厚生労働省要請行動とその成果について

③各福祉事務所の特徴的な取り組み報告

④実施(職員)体制について

(対 象) 生活保護業務・生活困窮者自立支援業務・自治体や社会福祉協議会で困窮者支援等に従事する職員(会計年度任用職員や臨時職員等を含む)

(司 会) 佐藤 剛士 (自治労本部社会福祉評議会議長・熊本県本部)

◆第4分科会(児童) 会場:3階 309会議室

(テーマ)「児童福祉問題の現状と未来を考える

～みんなで児童福祉の明るい未来を語ってみませんか～」

(内 容) ①改正児童福祉法の内容と課題、今後の方向性を学ぶ

②グループワーク(各職場の現状と課題)

③児童福祉の可能性・明るい未来について語り合う

(対 象) 市町村こども・女性相談担当(母子保健部門含む)・児童相談所職員(一時保護所も含む)・心理職・児童福祉施設職員等・保健師・保育士

(司 会) 森田 修平 (自治労本部児童相談養育部会長・沖縄県本部)

(助言者) 門崎 正樹 (自治労本部社会福祉評議会事務局長)

◆第5分科会(社協) 会場:3階 301会議室

(テーマ)「災害ボランティアセンター運営の伴う労働実態について考える」

(内 容) ①大分県日田市社協の労働実態に関わる基調報告

②社会福祉協議会をめぐる現状と課題について

③各県の労働実態、単組課題についての情報共有

(対 象) 社会福祉協議会職員、地域福祉に関わる自治体担当職員等

(司 会) 土元 祐一郎 (自治労鹿児島県本部社会福祉評議会副議長)

(基調報告) 小田 雅宣 (自治労日田市社協職員労働組合書記長・大分県本部)

◆第6分科会(障労連) 会場:3階 303会議室

(テーマ)「障労連の組織化と組織拡大の課題について」

(内 容) ①パネルディスカッション「障労連の組織化と組織拡大の課題」

②各職場の障害労働者を取り巻く現状について（参加者報告）

③各県における障労連活動について

（対 象）自治体障害労働者・市町村福祉担当職員・人事（研修）担当職員・庁舎管理部門職員・
県本部役員（障労連未組織県本部は必ず）

（司 会）長瀬 隼規（自治労福岡県本部障労連部会長）

山崎 泰裕（自治労鹿児島県本部障労連部会長）

（助言者）相星 勝利（自治労本部障労連代表幹事）

<2日目>1月28日（日）9：30～12：00（職域・分野別分科会、終了後解散）

- ◆第1分科会 介護労働者・介護事業者の運動課題の交流
- ◆第2分科会 保育所・認定子ども園・幼稚園・児童館などの運動課題の交流
- ◆第3分科会 生活保護業務・生活困窮者自立相談支援業務の運動課題の交流
- ◆第4分科会 児童相談所職場の運動課題、市町村子ども福祉担当職場の運動課題の交流
- ◆第5分科会 社会福祉協議会の運動課題の交流
- ◆第6分科会 障労連組織強化についての現状と課題

○2024年度第2回幹事会（鹿児島県霧島市）

日 時： 2024年6月1日（土）14：00～2日（日）12：00

- 内 容： ①2024年度第19回九州地連介護・福祉集会（大分）の総括について
②2025年度第20回九州地連介護・福祉集会（宮崎）の開催について
③役員を選出について
・本部社福評常任幹事（地連事務局長）に佐藤 祐成さん（宮崎県本部）を選出。
④各県本部の取り組み報告
⑤特別分科会（保育）
・宮崎 福岡から保育職場の現状と取り組み報告
⑥各部会での打合せ
・介護・福祉集会分科会の打ち合わせ、各分野の課題について議論

【今後の予定】

○2024年度九州地連社福評第3回幹事会（宮崎県宮崎市）

日 時： 2024年8月31日（土）14：00～ 9月1日（日）12：00

場 所： 宮崎市民プラザ（会場視察も兼ねる予定）

- 議 題： ①2025年度第20回九州地連介護・福祉集会（宮崎）の開催について
②各県本部の取り組み報告
③特別分科会（保育部会）
④分散会（各部会）
⑤各部会代表者会場視察

社会福祉評議会を取り巻く情勢と当面の取り組みについて

I. 社会福祉を取り巻く最近の情勢

1. 経済財政運営と改革の基本方針 2024 について

2024年6月、政府は2025年度予算編成の方向性を示す方針である「経済財政運営と改革の基本方針2024」（以下：「骨太方針2024」）を閣議決定しました。全体として内容に新味はなく、官民連携による投資促進、労働移動などを通じた構造的賃上げなど従来から岸田政権が掲げる「新しい資本主義」の枠組みを踏襲したものとなっていますが、2021年以来3年ぶりに「2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す」とした財政健全化目標が明記されています。

4章構成となる骨太方針2024の社会福祉評議会運動に関わる部分では、第2章で「医療・介護・こどもDX」について、医療・介護DXの推進はもとより、子育て分野についても保育業務や保活、母子保健などのこども政策DXを推進していくとし、「包摂社会の実現」として、独居高齢者等に対する対応、認知症施策推進基本計画や高齢社会対策大綱の策定、改正法に基づく生活保護法制度と生活困窮者自立支援制度との一体的な実施および居住支援、生活保護扶助基準の情勢を踏まえた必要な対応、障害者の就労や地域生活の支援などが盛り込まれています。

第3章では、分野ごとの基本方針や課題が明記され、全世代型社会保障の構築や少子化対策・こども政策をはじめとした社会保障関連の施策も整理されており、「全世代型社会保障の構築」では、骨太2023同様、医療・介護等の不断の改革により、ワイズスペンディングを徹底し、保険料負担の上昇を抑制することが極めて重要とし、能力に応じ全世代が支え合う全世代型社会保障の構築を推進するための施策として、介護について「介護サービスの提供体制」、「介護保険等の改革」が掲げられています。

「介護サービスの提供体制」では、医療機関との連携強化、介護サービス事業者のテクノロジーの活用や協働化・大規模化、保有資産を含む財務情報や職種別の給与に係る情報などの経営状況の見える化、処遇の改善や業務負担軽減・職場環境改善への取り組み、外国人介護人材を含めた人材確保対策を通じた中長期的な介護サービス提供体制を確保するビジョンの在り方について検討することが掲げられています。

「介護保険等の改革」では利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直し、ケアマネジメントに関する給付の在り方、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方について、第10期介護保険事業計画期間の開始前までに結論を得ると明記するとともに、高齢者向け住宅の入居者に対する過剰な介護サービス提供（いわゆる「囲い込み」）の問題、不適切な人材紹介に対する実効性ある対策、深刻化するビジネスケアラーへの対応を念頭に介護保険外サービスの利用促

進等の環境整備を図るとしてしています。

さらに同章の「少子化対策・こども政策」では、後述する加速化プランに盛り込まれた施策の着実な実施、こども大綱の推進、数値目標を含めた指標を活用したP D C A推進などE P B Mの確実な実行が掲げられています。

この間、自治労は省庁や政党に対し予算要求行動を行い、社会保障の各政策の充実と実現に必要な財源の確保を求めてきました。骨太方針 2024 の第 4 章の 2025 年度予算編成に向けた考え方では、中期的な経済財政の枠組みに沿った予算編成として、「少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速」を掲げる一方、「防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応」を掲げ、重要性悪課題に必要な予算措置を講ずるとしてしています。

自治労としては、引き続き、社会保障と税の一体改革を求める立場で、P B 改善の手段として、社会保障分野の施策における給付と負担により安易に調整することがないように、また、防衛費の大幅増など税収に見合わない増額のしわ寄せが、少子化対策・こども政策以外の社会保障費予算に及ぶことがないように、各制度を検証しながら持続可能な社会保障制度の構築に向けた政策提言や意見反映に取り組みます。

2. 子ども・子育て関係について

こども政策の推進について

2023 年 12 月に「こども大綱」が閣議決定されました。これは「こども基本法」に基づき策定されたもので、これまでの少子化社会対策、子供・若者育成支援の推進、子供の貧困対策の推進に関連する大綱を一つに束ね、また、同日に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの 100 か月の育ちビジョン）」や「こどもの居場所づくりに関する指針」といった国の考え方を反映させた幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後 5 年程度の政府全体のこども施策の基本的な方針・重要事項、施策を推進していくために必要な事項を一元的に定めたものです。

さらに、この大綱に基づき、1 年の具体的な取り組みを示すプランである「こどもまんなか実行計画 2024」が 5 月に策定されています。こども版骨太方針として、こども家庭庁が各省庁と連携して進めるこども政策に関する全体像であり、自治体のこども・子育て施策にも大きく影響するもので、今回は 387 の項目が提示されています。毎年、骨太の方針までに改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映し、継続的に施策の点検と見直しを図るものとなっています。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案について

6 月 5 日に可決・成立した「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」は、異次元の少子対策として、2023 年 12 月に閣議決定された「こども未来戦略」に明記された施策「加速化プラン」の実現をめざすものとなっています。

主な内容は、「ライフステージを通じた経済的支援の強化」、「全てのこども・子

育て世帯への支援の拡充」、「共働き・子育ての推進」を支えるものとなっています。

「経済的支援の強化」では、児童扶養手当の拡充として、2024年10月から所得制限が撤廃となり、支給期間は3年間延長され高校卒業までとなります。さらに第3子以降は3万円が支給されることに加え、支給回数が6回に増えることで、より家計管理に沿った手当となります。また、2025年度からは妊婦のための支援給付が制度化されます。

「こども・子育て支援の拡充」では、妊婦に対し、支援給付に合わせ、包括相談支援事業が創設、2026年度からは後述する乳児等のための支援給付いわゆる「こども誰でも通園制度」が創設されます。また、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を目的とした児童扶養手当について、第3子以降の加算額が引き上げられます。

「共働き・子育ての推進」では、2025年度から育休給付率を手取り10割相当とする出生後休業支援給付、2歳未満の子を養育するため時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給する育児時短就業給付が始まります。なお、2026年10月からは育児期間中の国民年金保険料免除措置の制度が創設されます。

そして、これら「加速化プラン」の実施に必要な費用3.6兆円に対し、社会保障分野を含めた歳出改革の徹底、既定予算の最大限の活用し、なお必要な1兆円に充てることを目的とした「支援金制度」が2026年に創設され2028年までに段階的に導入されます。

それぞれの施策自体は運用までの課題はあるものの必要な施策であり、その費用について、子ども・子育てを社会全体で支えるという考えから、必要な負担を担うことに異論はありません。しかし、医療保険料とあわせて徴収する「支援金制度」は給付と負担の関係が不明確であることや、「子ども・子育て支援」以外にも用途が広がりかねないなど様々な課題があり、税財源を含めて不断の見直しが必要です。附帯決議にあるように、「支援金」の用途、金額、徴収などに関する課題などについて、評価・検討を行う必要があります。

こども誰でも通園制度について

前述のとおり「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」の可決・成立により、「全てのこども・子育て世帯への支援の拡充」として「こども誰でも通園制度」が創設されます。

現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな給付として「乳児等のための支援給付」を創設するとしています。2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく給付として全国の自治体で実施されます。

制度の背景としては、0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱え、支援の強化を求める意見がある中、行政の支援が届きにくかった未就園児に対する対策として打ち出されたものです。これまで、2023年度に「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」が実施され、2024年度に実施するとして「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施に向けた試行的事業」は時期を前倒し、2023年度の補正予算

から実施され、2024年4月26日現在、実施自治体は161自治体となっています。

これらを踏まえた改正案では「こども誰でも通園制度」を「乳児等通園支援事業」と名称を変え、事業について「乳児又は幼児であって満3歳未満のものに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業」と規定していますが、以下のとおり課題が懸念されると考えます。

○市町村が事業において行うのは、利用者の認定、事業者の確認、給付の支給のみみであり、利用者と事業者の直接契約のため利用調整も行わないなど、市町村の責任が不明確である。このようなしくみで、全国どの自治体においても等しい給付が行えるのか。

○国は、「一時預かり保育事業」は保護者の立場からの必要性に対応するもの、「こども誰でも通園制度」は保護者と共にこどもの発育を支えていく制度としていますが、むしろ法の立て付けからは、スポット保育・一時託児ともいえる自由利用として、事業の市場化のおそれがある。

○補助単価は1時間単位の受入れ時間に応じた設定となっており、職員配置は「一時預かり保育事業」と同様となっている。しかし、試行的事業の要綱では「保護者に対して必要に応じて面談や子育てのアドバイスを行う」ことや「利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、市町村と協力し、関係機関との連携に努める」ことが規定されており、「一時預かり保育事業」とは大きな違いがある。利用前の事前面談や保育事後の保護者との面談等も想定した財政的・人的支援が必要。また、職員配置に保育所本体の要件も加わることを考えると、保育所自体の職員配置の新最低基準の早期達成が必要となる。

「こども誰でも通園制度」（乳児等通園支援事業）は、行政の支援が届きにくかった未就園児に対する施策として必要な制度であることは異論の余地がありません。しかし、本事業を実効性のあるものとするためには、前述した課題に加え、必要な保育士の人材確保が大前提となります。「保育士の数が足りない」、「休暇が取得できない」、「長時間労働」、「持ち帰り残業」といった声が恒常的にあがる保育職場の状況を改善することなく事業を実施することは、本制度はおろか保育所本体まで保育の質の低下を招くことは明らかです。本制度における「子どもの最善の利益」の確保にむけ、施行的事業の結果を踏まえた十分な検証と課題を踏まえた議論が必要です。

保育士の職員配置の最低基準の改善について

2024年度から、当分の間はこれまでの基準で運営することを妨げないとした経過措置付きで、4・5歳児（30対1から25対1）、3歳児（20対1から15対1）の最低基準の改正を行う旨の通知が発出されています。

職員配置の最低基準の改善は、自治体の悲願ともいえるものです。加速化プランにおける2024年度の地方負担分については、全額地方財政計画の歳出に計上し、必要な財源を確保するとしていますが、2015年から加算措置として実施されている3歳児の配置改善について、運営費が一般財源化となっている公立保育所では、

自治体（自治労加盟）の6割が改善が行われていません。その状況をふまえると、公立保育所については経過措置の間は、同様に改善が進まない状態が続くことも考えられます。国は今後、公立保育所を含め実施状況を調査するとしています。国が保育の質の維持・向上のために必要であるとして定める最低基準を、公立保育所が率先して遵守する取り組みが必要不可欠です。なお、1歳児については、加速化プランで2025年度以降なるべく早期に6対1から5対1へ改善を行うとされており、同様に早期の実施を求める取り組みが必要です。

放課後児童クラブについて

「加速化プラン」では、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から常勤職員配置の改善を図るとして、子ども子育て支援交付金による運営費が現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額を新たに設けました。単に「こどもを預かっている」だけではなく、多様な問題を抱えるこどもや家庭に関わる専門職の「常勤職場」として地位を転換していくためにも、各自治体や実施主体における新たな補助金準額の状況を確認していく必要があります。

3. 介護報酬等の改定について

2024年度、介護報酬と障害福祉サービス等報酬がそれぞれ改定されました。介護報酬は1.59%の引き上げとなり、臨時改定を除くと歴代2番目に高い引き上げとなりました。障害福祉サービス等報酬は1.12%の引き上げとなり、両報酬とも引き上げられた改定分の大半は処遇改善に充てられました。

とくに介護現場では賃金等の処遇の低さから他業種への人材流出が問題となっており、厚生労働省では今回、2024年度に2.5%、2025年度に2%の賃上げにつながる改定を行ったとしています。

とくに、2024年6月から現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、「介護職員等処遇改善加算」として新加算に一本化し、加算率の引き上げが行われており、算定要件を定め、I～IVの4段階の加算区分を設定しています。なお、2024年度中は経過措置としてI～IVに加え、現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、新加算として改定による加算率の引上げを受けることができるよう14段階に設定した区分Vを設け、2024年度中は必ず加算率が上がる仕組みとしています。各事業所は、経過措置中に、より高位な加算区分の取得をめざし、経過措置が終了となる2024年度末までに新たな要件を整える必要があります。

一方、在宅介護を支える要である訪問介護では基本報酬の引き下げが行われました。厚生労働省は、基本報酬の引き下げ分は、処遇改善加算の訪問介護の加算率を大幅に引き上げたことから、ヘルパーの賃上げなどで対応できるとしていますが、それは最高位の区分取得が前提であり、多数となるそれ以外の訪問介護事業所では、介護職の中でも深刻な人材不足にある訪問介護の担い手不足を加速させるだけでなく、事業所の経営を圧迫し、事業の休止・撤退など、とくに地方を中心とした

訪問介護の崩壊がおおいに懸念されます。

国においては、2024年度の介護報酬改定の効果検証・調査を9月から実施し、2025年3月をめどに調査結果を議論するとしていますが、時期を区切ることなく適宜、実態を把握・検証し、次期改定を待たずして必要な改善を行うべきです。なお、これまで、介護報酬、障害福祉サービス等報酬改定について、それぞれ介護部会、社事労協が中心となって各サービス事業所や介護・障害福祉の現場で働く労働者にどのような影響があったのか、報酬改定影響調査を実施してきており、今回も同様の調査を実施し、報酬改定や同時に施行された制度改正の検証を行う予定です。当該事業の状況把握と検証から必要に応じた政策提言等に繋がりたいと考えます。

なお、介護保険制度の見直しについては、65歳以上の第1号保険者における高所得者の保険料引き上げられ、介護老人保健施設などの多床室室料が自己負担となりました。これら給付と負担については、第10期計画期間の開始までに結論を得るとして先送りとなった『現役並み所得』、『一定以上所得』の判断基準、「ケアマネジメントに関する給付の在り方」、「軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方」をはじめ、引き続き検討とされた「補足給付に関する給付の在り方」、「被保険者範囲・受給者範囲」についても、前述した「骨太方針2024」の内容を含め、注視が必要です。

4. 児童虐待にかかる政府の動向について

2024年4月から一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入を除き「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。

市区町村に対しては、こども家庭センターの設置、地域子育て相談機関の整備、家庭支援事業である子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業の新設、子育て短期支援事業・一時預かり事業の拡充、家庭支援事業の利用勧奨・措置、また、障害児通所支援について「福祉型」と「医療型」を一元化し、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化しました。

児童相談所に対しては、一時保護施設の設備・運営基準について、国は参酌基準を策定し、条例で定めなければならないとし、そのほか、意見聴取等措置の義務付け、こども家庭ソーシャルワーカーの導入、児童の権利擁護に係る環境整備が定められました。さらには都道府県の支援として、里親支援を行う里親支援センターを児童福祉施設として位置づけること、措置解除者等の自立支援を定めるとともに、障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体の明確化と入所期間や要件を定め、また、新たに行う事業として、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業・妊産婦等生活援助事業の創設を定めています。

このように改正法の施行による業務増は多岐にわたっており、恒常的に業務が多忙となっている児童相談所等の現場がこれらの新たな施策を、質の向上を保ちながら実施していくためには「人員確保」をはじめとする「処遇改善」が喫緊の課題で

す。継続した国会対策や省庁対策等必要な取り組みを行うとともに4月からの現場の状況に応じた当局への取り組みが必要です。

なお、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入は2026年6月から施行されます。2024年1月に「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル案」が取りまとめられ、2024年3月中～5月下旬まで、荒川区、大分県、大阪市、大阪府、岡山県、沖縄県、京都府、熊本県、群馬県、札幌市、滋賀県、世田谷区、千葉県、東京都、名古屋市、福岡県、北海道、和歌山県において、マニュアルに沿った試行運用が行われています。その結果を踏まえて、児童相談所の人員体制の強化に係る検討を進めるとともに、マニュアル案について更なる検討を行い、2024年の夏～秋頃にマニュアルを確定し、一時保護の要件の府令の公布を行う予定となっています。自治労としても、現場での試行運用の状況を確認し、こども家庭庁に対し、必要な取り組みを行ってまいります。

5. 生活困窮自立支援、生活保護について

2024年4月17日、今国会において可決成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」は、生活困窮者や生活保護受給者が抱える多様化・複雑化した課題に対応できるよう、住宅確保が困難な者に対する居住支援をはじめ、学習・生活環境の改善などを通じた子どもの貧困対策、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携などを強化した内容となっています。

居住支援の強化としては、生活困窮の相談窓口・重層的支援体制整備事業における住まい・入居後の生活支援の相談を明確化し、見守りを含めた地域の実情に応じた必要な支援を行う支援事業の実施を努力義務化しています。また、低家賃住宅への転居費用の支給について、これまでの「就職活動」を要件から外すなど住居確保給付金の拡充が盛り込まれています。

子どもの貧困対策の強化では、生活保護受給中の子育て世帯に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、進路選択や奨学金の活用等に関する相談・助言を行うことができる自治体の任意事業を法定化しました。また、受給世帯の子どもが高等学校等を卒業後に就職して自立する際、一時金を支給し、新生活の立ち上げ時の支援を行うとしています。

両制度と支援関係機関等の連携強化等は、生活困窮者向けの家計改善支援事業の実施率向上にむけた国庫補助率の引き上げ（2分の1→3分の2）、生活保護受給者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業の自治体任意事業として法定化するとともに、生活困窮者向けの就労準備支援・家計改善支援・地域居住支援についても生活保護受給者が利用できる仕組みとしています。また、生活困窮自立支援制度における支援会議を努力義務化し、生活保護制度では枠組みのなかった会議体を新設し、地域の関係機関とのさらなる連携を図るとしています。医療扶助等の適正実施等における都道府県と市町村の連携として、都道府県が管内福祉事務所別や国保等の健康・医療情報を基に各地域の課題・目標を市町村と共有し、助言・援助を行う仕組みを努力義務として創設しました。

可決成立に至る国会審議では、連合との連携を通じ、付帯決議において、支援機関の人員体制確保や処遇改善をはかる施策などの拡充を求め、これらの推進を求める附帯決議が衆・参両院の厚生労働委員会で採択されています。改正法は、公布日または2025年1月に施行となるこどもの貧困対策を除き2025年4月から施行されますが、現場の業務負担の増加により支援の質の低下を招くようなことがあってはなりません。法施行にむけ、国に対して、人員体制確保のための財源を求めるとともに、当局に対しては、各事業の実施機関における適切な人員体制をしっかりと求めていく必要があります。

6. 障害者雇用の促進について

2024年4月から自治体の法定雇用率が2.8%（教育委員会2.7%）に引き上げられました。これまでは職員38.5人（40人）に対し1人以上の障害者を雇用する義務が課せられていましたが、2024年4月以降は35.7人（37.0人）人の職員に対し1人以上の障害者を雇用しなければなりません。なお、この法定雇用率は今後段階的に、2026年7月には3.0%（2.9%）へ引き上がることから、今後の引上げも見据え、障害者の採用と採用後の定着に対し、障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、地方自治体が民間企業に率先して中・長期的な取組みを行っていくことが必要となります。

また、これまで事業主に雇用義務が課せられているのは、週の所定労働時間が20時間以上の労働者[30時間以上1カウント（重度2カウント）、20時間以上30時間未満0.5カウント（重度・精神1カウント）]となっていましたが、障害の特性から長時間働くことが難しい障害者の雇用拡大を図るため、2024年4月以降は、週所定労働時間が特に短い10時間以上20時間未満で働く精神障害者、重度身体障害者と重度知的障害者を「特定短時間労働者」とし、雇用率の算定（0.5カウント）に含めることができるようになりました。なお、2025年4月からは除外率設定機関の除外率が一律10ポイント引き下がります。

同じく2024年4月から改正障害者差別解消法が施行され、これまで、国・自治体に義務付けられていた合理的配慮の提供が、努力義務であった民間事業者にも義務付けられました。これにより、民間事業者は、障害者一人ひとりの障害特性や、それぞれの状況・場面によって異なる「合理的配慮」提供するため、当事者との建設的な対話を通じて必要としているサポートを確認し、柔軟に対応することが必要となります。

このような中、自治体は、民間企業に対し率先して障害者雇用に取り組むことが責務とされていることから、不当な差別の撤廃、合理的配慮の提供をはじめ、計画的な採用による雇用率の達成が求められます。とくに単組においては、雇用の質の向上を目的とし、2023年4月から障害者活躍推進計画に加えることとされた「職業能力を開発や向上させるための措置の実施」について、法の趣旨にそった所用の見直しがされているかを点検し、その実施にむけ取り組むことが必要です。

本部においては、障害労働者全国連絡会を中心として、障害者雇用と各法律の実

効性を高める取り組み行っていくとともに、労働政策審議会障害者雇用分科会の構成委員という立場から、今後とも当事者意見を含めた意見反映を行っていきます。

7. 社会福祉評議会の組織強化・拡大について

2020年2月以降、コロナ禍の影響を大きく受け、対面を中心とした運動が困難な状況となり、そのような中、組合員数の長期的な減少傾向は歯止めがかからず、直近の2023年の自治労組織基本調査では、これまで以上の大幅な減少となり、組合員数は71.2万人になりました。これはコロナ禍であった2021年の調査から3.5万人の減少となっています。社会福祉評議会関係職場でも、調査項目にあった2019年と比べ、1.1万人減の9万人となっています。

組合員の減少は、本部・県本部財政を圧迫し、集会を含めた運動・活動の維持・支援を困難にするだけでなく、対政党や対中央省庁、対当局における影響力・発信力・交渉力等の縮小、ひいては自治労運動そのものの持続性が危ぶまれることにつながります。自治労本部では、組織の活性化と新規採用職員をはじめとした加入拡大に取り組むための議論に加え、財政面も含めた本部機能・県本部機能、運動の継続についての議論が重ねられています。

そのような中、社会福祉評議会においても、公務労働者・公共サービス民間労働者・正規・非正規職員を問わずに結集した、社会福祉の拡充と労働者の地位向上・処遇改善をめざした運動をつくるため、運動の強化・評議会運営に加え、組織拡大に取り組むことが必要です。社会福祉評議会運動は、多岐にわたる現場での課題解決にむけ、「職場の困りごと」を共有化し、さらには現場実態を通じて社会福祉政策へ提言を行うなど専門性が求められる運動・取り組みに軸足があります。その反面、組織強化・拡大については、評議会の性質上、多くの社会福祉評議会の職場が基本単組の分会ということもあり、新規採用職員の加入を含めた組織強化・拡大については、必ずしも取り組みが単組執行部と連動していない状況があります。

しかし、前述のとおり、現場の課題解決には、組合の当局に対する発信力、交渉力、影響力が重要であり、そのためには前述したとおり、組織化が大きな要素となります。職場課題の解決と組織化は密接に結びついており、社会福祉評議会に結集する私たちは「組織強化・拡大」の意識をさらに醸成させ、単組執行部と連携した取り組みが必要です。

また、社会福祉評議会職場の半数を占める会計年度任用職員については、法改正により勤勉手当の支給が可能となりましたが、賃金を含めた処遇は未だ低水準に留まっています。会計年度任用職員の処遇改善は喫緊の課題ですが、会計年度任用職員が職場で担っている業務量に見合った賃金などの処遇となることは、会計年度任用職員以外の職員も含めた職場全体の処遇改善につながるといえます。そのためには、組織率が約3%に過ぎない会計年度任用職員の組織化を進めるため、雇用形態に関わらず正規・非正規職員が一体となって取り組んでいく必要があります。

8. 日本版DBS法について

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が2024年6月19日に可決・成立しました。多くの自治体職場も含まれる学校や認可保育所などの学校設置者等に子どもへの性暴力などの防止措置を講ずることを義務化するとともに、放課後児童クラブ、認可外保育所、学習塾やスポーツクラブなどに対する認定制度を設け、国からの認定を受けた事業者は、学校設置者と同様の義務を負うことを盛り込んでいます。

防止措置には、学校設置者や認定業者が、教育や保育など子どもに関わる業務に携わる者に対し、採用時および施行時における現職者について、「性犯罪前科の有無の確認」を行う仕組みが含まれており、学校設置者や認定業者に犯罪歴という重大な個人情報提供されることとなり、情報管理の徹底をはじめ、実施に向けた慎重な運用が求められます。

具体的運用は、今後策定されるガイドラインに委ねられこととなりますが、法律では、性犯罪前科がある者に加え、前科がない者でも「性加害のおそれ」があると認められる場合には、配置転換等の安全確保措置を義務づけるとしています。その措置が、情報開示に等しい配置転換や解雇など、労働者の雇用や「職業選択の自由」などの権利を不当に侵害するものであってはなりません。ガイドラインの策定にあたっては、事業者による不当な解雇等の防止策をはじめ、情報の漏洩が発生した場合の対策など労働者保護をはかるための対策が不可欠となります。

子どもへの性暴力は、子どもの人権を踏みにじるだけでなく、生涯にわたって重大かつ深刻な影響を及ぼすものであり、断じて許されるものではありません。自治労は、今後も引き続き子どもの人権保障、最善の利益の実現にむけ取り組むとともに、本制度が、性暴力から子どもを守ることを前提に、子どもの安全と働く者の人権が両立した制度となるよう連合と連携し、必要な対策に取り組んでいきます。

9. 第27回参議院選挙闘争の取り組み

自治労は、第97回定期大会で、2025年7月に行われる第27回参議院選挙全国比例区自治労組織内候補予定者として、「岸まきこ」現参議院議員を立憲民主党から擁立することを決定しました。

私たちの職場に密接にかかわる介護、保育、生活保護などの社会保障に関わる制度は、すべて法律として政治の場で決定されることは言うまでもありません。制度の改正は私たち自治体や公共サービスの業務に大きく影響しますし、当然、それらを利用する住民に大きく影響を及ぼします。

また、地方自治や公共サービスで働く一職員としても、私たち公共サービス労働者の仕事や賃金・労働条件は、法律や条例で定められており、地方公務員の賃金に大きく影響する国家公務員の賃金も国会の議決を経た一般給与法により規定されています。

その意味で、労使の交渉は、飽くまで法律の枠内における制度の運用や労働条件

の是非であり、特に社会福祉評議会職場の課題は、労働組合の運動のみでは超えられない壁があるのも事実です。その意味で、公共サービス、とりわけ福祉の現場で働く私たちは、仮に政治に無関心であったとしても、好むと好まざるとに関わらず、政治に『無関係』ではられません。

これまで「岸まきこ」議員は、私たちの代弁者として、国会において福祉現場の思いや地方自治の重要性を国会で訴えてきました。国の施策に現場の意見を反映させ、ひいては私たちの労働条件や住民の福祉をさらに良いものにしていく社会福祉評議会の取り組みとして、まずは各県本部・単組における集会、幹事会、部会等において、「岸まきこ」の名前を周知・徹底していくことが重要です。

II. 当面の取り組みについて

2024-2025年度社会福祉評議会運動方針のもとで、制度に関する各動向への対応策を加えて、2025年1月までの取り組みを記します。

1. 社会福祉職場の処遇改善・組織強化にむけた取り組み

○県本部・単組は、社会福祉職場における未加入者・新規採用職員をはじめ、会計年度任用職員を含めた非正規職員、高年齢層職員の組織強化・拡大に積極的に取り組みます。

○本部・県本部・単組は連携して、地域福祉や福祉サービスの担い手である社会福祉協議会や社会福祉事業団の組織化をはじめ、社会福祉職場の組織強化・拡大に取り組みます。

○本部は、評議会内における各幹事会・全国集会において共済制度を周知するなど、じちろう共済（団体生命共済）の加入拡大と組織強化を一体のものとして取り組み、社会福祉職場のさらなる組織強化・拡大を進めます。

2. こども・子育て職場の質の向上に関する取り組み

○本部は、県本部・単組は連携し、3・4・5歳児の職員配置基準の省令改正に伴う、各自治体の条例改正および公立保育所の配置改善の状況を調査します。

○本部は、職員配置の最低基準の改善を実効性あるものとするため、前述の調査状況をふまえ、国に対し必要な取り組みを進めるとともに、2025年度以降とされた1歳児の配置改善の早期実施、また、諸外国に比べると改正後の基準によってもなお改善の余地がある最低基準の改善を求めます。

○県本部・単組は、各自治体の条例改正を含めた公立保育所の最低基準の改善状況を点検し、「最低基準」は国が保育の質を維持するため必要として定めた最低限の人員配置であること、財源が交付税措置されていることをふまえ、経過措置の有無に関わらず、基準を満たしていない単組にあっては、民間に率先して基準を満たす配置を行うよう求めます。

○単組は、交付税措置されている処遇改善加算Ⅲ分の保育士の賃金改善を求めま

す。とりわけ、賃金水準の引き上げが急務である会計年度任用職員保育士、非常勤職保育士の賃金をはじめとした処遇改善を求め、保育職場全体としての処遇改善と人員確保・離職防止を進めます。

3. こども誰でも通園制度に関する取り組み

○本部は、2026年度から「乳児等の支援給付」として全国実施となる「こども誰でも通園制度」について、具体的な制度設計について情報を収集するとともに、県本部・単組と連携し、各自治体で行われている試行的事業の実施状況から課題を洗い出し、国会対策や省庁との意見交換等必要な対策に取り組みます。

4. 放課後児童クラブ（学童保育）に関する取り組み

○本部は、放課後児童クラブ（学童保育）・児童館に関わる施策の充実と支援員の処遇改善を求めため実施する「放課後児童クラブ（学童保育）・児童館実態調査」の結果を集約し、分析を行います。

○単組は、自治体に対し、放課後児童健全育成事業の拡充により創設された常勤職員配置の補助基準額や放課後児童放課後児童支援員等処遇改善事業を活用し、支援員の処遇を改善するよう求めます。

5. 介護・障害福祉サービス政策に関する取り組み

○本部は、国に対し介護報酬、障害福祉サービス等報酬の改定による賃上げ実施の実態や基本報酬が減算された訪問介護事業所の影響・実態を把握するよう求め、状況に応じて次期改定を待たずして必要な改善を行うよう働きかけます。

○本部は、県本部・単組と連携し、介護報酬、障害福祉サービス等報酬の影響や問題点の把握のため、介護報酬改定影響調査および障害福祉サービス等報酬改定影響調査を実施します。

○本部は、介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等処遇改善加算について、対象サービスをすべてのサービスに拡大する等さらなる充実を求めます。

○県本部・単組は、すべての対象事業所について処遇改善加算の取得を求めるとともに、取得要件を整備し、より高位の区分で新加算を取得するよう求めます。

○本部は、「2025年度全国介護・地域福祉集会」を10月26～27日に、東京・連合会館にて、対面で開催し、介護に関する現場課題や取り組みについて共有し、意思統一をはかります。

6. 生活保護および貧困、地域福祉の推進等に関する取り組み

○本部は、改正生活保護法および生活困窮自立支援法の施行にむけ、新たな業務増に伴う人員確保に必要な財源の確保を求めます。

○県本部・単組は、法改正による業務増に見合う各福祉事務所のケースワーカー、生活困窮者自立支援制度の各事業の相談員等の増員を求めます。また、自立相談支援事業や重層的整備体制支援事業等の業務委託をはじめとした地域福祉の担い手である社会福祉協議会の役割強化のため、「労務費の適切な転嫁のための価

格交渉に関する指針」(公正取引委員会)を踏まえた委託費・指定管理料の適切な設定を求めます。

7. 児童虐待の防止に関する取り組み

○本部・県本部・単組は連携して、4月から施行された改正児童福祉法による児童相談所、市町村業務への影響・課題、とりわけ2026年6月に施行される一時保護時の司法審査のため、2024年3月から5月まで試行運用が行われた自治体で判明した問題点を確認し、本部は必要に応じて省庁・国会対策を行います。

8. 障害者雇用に関する取り組み

○単組は、2024年4月から引き上げられた各自治体の法定雇用率(2.8%(教育委員会2.7%))を点検し、未達成の単組にあつては早期達成にむけた採用を求めます。

○本部は、「第43回自治労障害労働者全国連絡会総会」を12月6～7日に東京で開催し、障害者雇用に対する自治労としての取り組み課題について意思統一をはかります。

9. 岸まきこの取り組み

○第27回参議院議員選挙にむけ、「岸まきこ」の名前の浸透をはかるため、社会福祉評議会用の教宣物を作成し活用するとともに、評議会内における全国集会・幹事会等あらゆる機会を捉え、周知徹底します。

参考：日本版DBSの導入・法制化における対応

○「日本版DBS」法が2024年6月に成立しましたが、運用上、個人情報保護における懸念が残されています。政府が策定するガイドラインにおいて、適正な運用が確保されるよう、引き続き、連合と連携しながら、子どもの安全と労働者の人権が両立した制度となるよう、必要な対策を行います。

2025年度社会福祉評議会運動の強化について

大幅な運動制限・縮小を余儀なくされたコロナ感染症の感染拡大から4年が経ち、2024年度の社福評運動、とくに各集会においてはコロナ禍のzoom活用ありきの運動から対面を基本とする運動へと軸足を移しつつあります。8月に行われた全国保育集会では対面を追求した集会とし、前回大会の対面参加者の2倍近い600人の参加がありました。2025年度における各集会も同様な形で企画を進めているところです。

一方、この間、本部では予算の執行において、一般会計の単年度収支赤字や、それを財政安定化資金会計で補填することによる急激な残高減少が課題となっています。同時に、組織率の低下による組合費納入の登録人員が全県本部にわたって減少し歯止めがかからない状況であり、財政的に現状での運動の継続は今後の自治労の存続に関わる問題として、6月には中央執行委員により、今後の運動のあり方と本部財政の状況について討議が始まっています。

本部における2025年度予算では、一般会計の単年度収支均衡が求められる中、社福評でも組合費減収をふまえた、厳しい予算編成となっています。今後の運動構築にあたって、まずは、本部および本部社福評のおかれた状況について、共通の認識を持ちたいと思います。

そのうえで、さらなる共通認識として、社福評運動の維持・強化の課題について提起します。現在、部会幹事は基本、各地連ごとに選出されていますが、地連によっては複数年にわたって幹事が選出されない状態にあることや、輪番制等による頻繁な幹事交代により、運動の継続性や部会の運営に支障が生じている状態にあります。

部会幹事について、基本これまでどおり地連で選出を求めていくこと、任期についても、(本部としては複数年以上を求めるものの、)地連に一任する方針に変更はありませんが、前述の課題を補強するため、部会幹事会の体制強化について、以下のとおり提案します。

1. 各対策検討会の設置期間の延長について

「2024年度-2025年度 社会福祉評議会運動方針-11. 社会福祉評議会運動の強化-(2) 社福評運動課題への取り組み体制について」において、取り組み課題に応じ、対策検討会を設置し、単独または(幹事会と)合同で開催するとして確認されています。その設置期間については、2024年8月までとしているところですが、今後も各課題における運動強化に資するため、2025年8月まで延長します。

参考

2024年度-2025年度 社会福祉評議会運動方針

11. 社会福祉評議会運動の強化

(2) 社福評運動課題への取り組み体制について

本部は以下の対策検討会を置き、取り組み課題に応じ、単独または合同で開催します。なお、各検討会とも、機能強化のため必要に応じてメンバーを追加、随時招集することができるものとします。

①子ども・子育て制度対策検討会

設置期間：2023年9月～2024年8月

メンバー：議長、関係副議長、事務局長、保育部会長、学識者等で構成し、子ども・子育て施策等に関する対策を検討する。

②介護保険制度・報酬対策検討会

設置期間：2023年9月～2024年8月

メンバー：議長、関係副議長、事務局長、介護部会長、学識者等で構成し、介護保険制度改正および介護報酬改定等に関する対策を検討する。

③セーフティネット対策検討会

設置期間：2023年9月～2024年8月

メンバー：議長、関係副議長、事務局長、セーフティネット部会長、学識者等で構成し、生活保護・貧困対策関係等に関する対策を検討する。

④児童相談養育対策検討会

設置期間：2023年9月～2024年8月

メンバー：議長、関係副議長、事務局長、児童相談養育部会長、学識者等で構成し、児童相談養育関係等に関する対策を検討する。

2. 各部会幹事の体制強化について

(1) 保育部会、介護部会、セーフティネット部会、児童相談養育部会

本部が要請する各部会対策検討会のメンバー（PT）の招集について、各地連選出幹事における欠員数、予算等を考慮することを要件に加える。

(2) 社会福祉事業団労組協議会、障害労働者全国連絡会、社会福祉協議会労働組合ネットワーク

各地連選出幹事の欠員数を上限とすることを基本とし、「本部幹事」として必要に応じ要請することができること、選出にあたっては、地連選出幹事と同一地連の幹事を選出することを妨げないことを要件に加える。

2025年度社会福祉評議会の主な集会・会議日程予定(案)<8月～1月>

2024. 8. 17

月別	機関会議	三役会議	集会	保育部会	介護部会	セーフティネット部会	児童相談養育部会	社事労協	障労連	社協ネット	備考(地連集會等)
8月	②拡大全国幹事会 17日 (対面・ウェブ併用)		全国保育集会 3～4日 (東京・連合会館、日本教 育会館)	④幹事会 2日 (自治労会館)							第98回自治労定期大会(29～30日・千葉市)
9月									①幹事会 27～28日 (自治労会館)		
10月			介護・地域福祉集会 26～27日 (東京・連合会館)	①幹事会 25日 (ウエブ)	①幹事会 25日			①幹事会 25日 総会 26日		①幹事会 25日 総会 26日	
11月											
12月	①常任幹事会 14日 (ウエブ)					①幹事会 20～21日 (自治労会館)	①幹事会 20～21日 (自治労会 館)		第43回総会 6～7日 (相鉄グランツ シッザ東京ベイ有 明)		
1月	①全国幹事会 18日 (ウエブ)										
2月			くらしと子どもの福祉を考 える全国集会 22～23日 (東京・連合会館)		①幹事会 未定(ウエブ予定)			①幹事会 未定(ウエブ予定)		①幹事会 未定(ウエブ予定)	
3月				②幹事会 未定							